

文教福祉常任委員会会議録

〔令和4年9月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和4年9月9日(金) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	認 定 第5号	令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	高齢者支援課	3
	認 定 第7号	令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について	高齢者支援課	16
	議 案 第46号	令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	高齢者支援課	17
	所管事務 報 告	令和4年度敬老の日事業について	高齢者支援課	19
	認 定 第4号	令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について	学校教育課	21
	請 願 第1号	教育予算の拡充等に関する請願	学校教育課	25
	所管事務 調 査	ちくしの高年大学事業について	生涯学習課	30
	所管事務 報 告	電子図書館について	文化・スポーツ 振興課	33
	所管事務 調 査	市有地(九電工跡地)の活用について	教育政策課	37
	所管事務 報 告	小中学校修学旅行助成事業について	学校教育課	41
	所管事務 報 告	校内通信ネットワーク強化について	学校教育課	44
	所管事務 調 査	市立小中学校の教諭等の配置状況について	学校教育課	46
	所管事務 調 査	市立小中学校のICT教育の取り組み状況について	学校教育課	51
	所管事務 調 査	幼児・児童・生徒の性教育の現状について	学校教育課	57
	所管事務 調 査	公立中学校(5校)の校則について	学校教育課	60

所管事務 報 告	保育所等給食支援費補助事業について	保育児童課	63
所管事務 調 査	市有地(二日市保育所隣接地)の活用について	保育児童課	66
所管事務 報 告	新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び自宅待機者 への食糧・生活物資支援について	保護課	70
所管事務 報 告	障がい者支援の福祉活動追加支援事業について	生活福祉課	73

令和4年第4回(9月)筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和4年9月9日(金)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	山本加奈子	副委員長	城健二
委員	上村和男	委員	赤司泰一
委員	阿部靖男	委員	平嶋正一
委員	前田倫宏		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(9名)

議員	波多江祐介	議員	八尋一男
議員	辻本美恵子	議員	坂口勝彦
議員	段下季一郎	議員	西村和子
議員	下成正一	議員	原口政信
議員	宮崎吉弘		

○出席説明員(20名)

健康福祉部長	森えつ子	保育児童課長	嘉村千穂
保育児童担当係長	末吉裕美子	生活福祉課長	坂田浩章
地域福祉担当係長	小山誠二	保護課長	中島友子
保護1担当係長	菅本貴之	保護2担当係長	藤本光信
高齢者支援課長	古田浩明	高齢者支援課長補佐	真鍋美香子
介護保険担当係長	宮下無双	教育部長	長澤龍彦
教育政策課長	吉開和子	庶務担当係長	山内徳章
学校教育課長	高木美智子	学校教育担当係長	城塚晶
教育指導担当係長	石川純快	生涯学習課長	檜木理恵
生涯学習・青少年担当係長	野美山毅士	文化・スポーツ振興課長	益永晃

○出席事務局職員（4名）

局 長 嵯 峨 栄 二
議 事 課 係 長 栗 原 忠

課 長 大久保 泰 輔
主 事 井 形 光 介

開会 午前10時00分

○委員長（山本加奈子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

続きまして、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に9名の議員が傍聴に出席してありますので、報告しておきます。

議題に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて発言してくださいようお願いいたします。

また、傍聴者の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から、私語は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用していただきますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、森部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。あわせて、出席職員の紹介をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） おはようございます。健康福祉部長の森でございます。

日頃より本市の福祉行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本日は認定2件、議案1件を提案させていただいております。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

高齢者支援課より説明をさせていただきます。職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） おはようございます。高齢者支援課課長、古田と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 高齢者支援課、介護保険担当係長の宮下です。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） おはようございます。同じく、高齢者支援課高

齡者福祉担当係長の真鍋といいます。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

それでは、認定第5号、令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、認定第5号、令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算書の409ページから456ページの内容に基づき、令和4年第4回筑紫野市市議会定例会文教福祉常任委員会説明資料の1ページ、認定第5号資料、令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを作成いたしましたので、こちらを基に説明させていただきたいと思います。

資料の2ページになります。令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の円グラフです。

歳入総額は70億6,537万4,951円でございます。主な内訳は、65歳以上の介護保険料が24.6%、40歳から64歳までの介護保険料である支払基金交付金が24.9%、合わせて49.5%が介護保険料収入です。

次に、国庫支出金が19.7%、県支出金が13.9%、市の一般会計からの繰入金15.2%、合わせて48.8%が公費となります。

下段の歳出になります。歳出総額は68億9,235万5,885円です。主な内訳は、保険給付費が90.4%を占めています。

3ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計決算書、歳入でございます。主なものを説明させていただきます。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料17億3,686万3,113円です。

3款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料22万9,418円は、介護保険料の督促手数料です。2目指定事務手数料8万円は、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所の指定事務手数料です。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金11億3,509万5,676円は、介護給付費に対する国の負担金です。

2項国庫補助金1目調整交付金9,258万6,000円は、75歳以上の高齢者や所得の低い高齢

者の割合などにより補助されるものです。2目地域支援事業交付金（総合事業）6,257万3,000円と、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）6,491万6,775円は、地域支援事業に対する国の補助金です。4目介護保険事業補助金91万円は、システム改修費に対する補助金です。

5目保険者機能強化推進交付金1,535万8,000円と、6目介護保険保険者努力支援交付金1,629万3,000円は、高齢者の自立支援、重度化予防等を推進するために、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、交付されるものです。7目災害時等臨時特例補助金196万3,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等に対する介護保険料減免への財政支援として交付されるものです。

続きまして、5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金16億9,174万4,000円と、2目地域支援事業支援交付金6,952万1,000円は、40歳から64歳の方の介護保険料が国の支払基金を経由して交付されるものです。

続きまして、6款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金9億957万2,019円は、保険給付費に対する県の負担金です。2項県補助金1目地域支援事業交付金（総合事業）3,690万7,500円と、2目地域支援事業交付金（総合事業以外）3,245万8,387円は、地域支援事業に対する県の交付金です。

続きまして、7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金7億7,848万6,722円は、保険給付費に対する市の負担分を一般会計から繰り入れるものです。2目その他一般会計繰入金1億5,867万7,538円は職員給付費等です。3目低所得者保険料軽減繰入金7,666万3,188円は、低所得者世帯の介護保険料を減免するために、一般会計から繰り入れるものです。4目地域支援事業繰入金（総合事業）3,549万2,326円と、5目地域支援事業繰入金（総合事業以外）2,652万888円は、地域支援事業に対する市の負担分を一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、8款繰越金1項繰越金1目繰越金1億1,389万9,690円は、令和2年度決算により生じた歳入歳出差引残額を計上したものです。

続きまして、9款諸収入3項雑入3目雑入816万5,931円は配食サービス事業食材費です。以上、歳入合計、収入済額70億6,537万4,951円です。

4ページをお開きいただきたいと思います。歳出の主なものを説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1億225万5,574円は、高齢者支援課職員人件費等です。3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費1,657万7,105円は、筑紫地区5市

共同で運営している介護認定審査会の負担金です。4項認定調査費1目認定調査費3,656万582円は、介護認定調査員の報酬やかかりつけ医意見書作成料など、調査に係る経費です。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費25億5,099万3,466円は、要介護1から5の方が利用する在宅サービス給付費です。要介護認定者に占めるこのサービスの利用者の割合は62.9%です。

2目地域密着型介護サービス給付費8億6,546万7,641円は、住み慣れた地域で生活を続けるための地域密着型サービスの給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は13.9%です。

3目施設介護サービス給付費18億9,883万8,524円は、特別養護老人ホーム等の介護施設の給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は19.6%です。

6目居宅介護サービス計画給付費2億5,377万5,565円は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費用です。作成件数は1万7,485件です。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費2億5,032万9,550円は、要支援1・2の方が利用する居宅サービスの給付費です。要支援認定者に占める利用者の割合は73.4%です。

2目地域密着型介護予防サービス給付費932万4,650円は、要支援1・2の方が利用する地域密着型サービスの給付費です。要支援認定者に占める利用者の割合は0.69%です。

5目介護予防サービス計画給付費4,104万3,042円は、ケアマネジャーが作成する要支援ケアプランの作成費用です。作成件数は8,929件で、要支援認定者に占める利用者の割合は47%です。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費1億6,659万6,162円は、介護サービスの利用額が所得に応じて定められた月ごとの基準額を超えた場合に、払戻しをするものです。

4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費2,261万3,343円は、医療・介護の利用額を合算し、年ごとの基準額を超えた場合に払戻しをするものです。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費1億2,458万1,685円は、介護保険施設に入所する低所得者に対し、食費、居住費の一部を補助するものです。

続きまして、3款地域支援事業費からは、決算書を見ながら説明させていただきたいと思っておりますので、決算書の444ページをお開きいただきたいと思います。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費です。真ん中ちょっと下あたりです。支出済額 2 億5,799万8,089円のうち、1 介護予防・生活支援サービス事業費、18負担金、補助金及び交付金の給付費 2 億5,685万171円は、要支援等の方を対象に、訪問や通所等の総合事業を行うものです。実績は、訪問サービス4,257件、通所サービス5,947件となっております。要支援認定者等に占める利用者の割合は、訪問サービスは22.2%、通所サービスは30.4%です。

446ページをお開きいただきたいと思います。

2 項一般介護予防事業費です。1 目一般介護予防事業費、支出済額1,660万908円のうち、1 介護予防普及啓発事業費、12委託料884万7,742円は、健康推進課、国保年金課と共同で、カミーリヤ運動指導室の業務を委託したものです。65歳以上の延べ利用者数は 1 万2,432 人となっております。さらに、2 地域介護予防活動支援事業費、次の449ページになりますが、12委託料131万6,700円は、公民館等で地域高齢者を対象に開催する介護予防音楽療法の業務を委託するものです。延べ利用者数は2,143人です。

続きまして、3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費です。支出済額9,472万1,216円のうち、1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、12委託料、運営管理委託料（地域包括支援センター委託料）9,173万8,300円は、市内 4 か所に設置する地域包括支援センターの運営管理年間委託料です。延べ相談者数は 1 万3,242人となっております。

さらに、1 報酬、非常勤職員報酬、地域ケア推進会議委員報酬20万9,000円は、地域ケア推進会議の外部委員22人の報酬です。地域ケア推進会議は、多種間の連携により地域包括ケアシステムの構築を支援するものです。会議は 7 回開催しております。

さらに、7 報償費、講師謝金46万2,000円は、自立支援型地域ケア会議の専門職参加の講師謝金です。自立支援型地域ケア会議は、要支援または要介護 1 で、介護保険サービスを利用している方のケアプランについて、理学療法士、作業療法士などの専門職が事例検討を行います。多種間で検討することで利用者の重症化を予防し、自立支援につながる支援方法について、ケアプランを作成するケアマネジャーに助言することができます。ケアマネジャーの支援及び資質向上につながる取組です。

2 目任意事業費です。支出済額3,858万4,276円のうち、1 地域支援事業・任意事業費、12委託料、高齢者法律無料相談委託料16万8,000円は、毎月第 2 ・第 4 木曜日を定例相談日としている高齢者法律無料相談の委託料です。延べ利用者数は43人となっております。

さらに、451ページ、一番右上になります。配食サービス業務委託料1,382万9,859円は、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、買物や調理ができず、見守りを必要とする方に食事を配達するものです。延べ利用者数は1万8,971人となっております。

続きまして、3目認知症総合支援事業費です。支出済額400万2,000円のうち、1認知症初期集中支援推進事業費、12委託料、認知症初期集中支援チーム業務委託料382万2,000円は、早期に認知症の診断を行い治療につなぐために、専門医や地域包括支援センター等と協力しながらチームとして対象者の支援に当たるものです。相談者数13人となっております。

さらに、2認知症地域支援ケア向上事業、18負担金、補助金及び交付金のものわすれ相談事業補助金6万円は、筑紫地区5市内において、認知症の専門医だけでなく、かかりつけ医でも認知症の診断や初期治療ができるようにするために、筑紫医師会に補助するものです。筑紫地区のものわすれ相談員の登録医師は44人で、受診件数は1,419人となっております。

さらに、同じく18負担金、補助金及び交付金の、認知症の人の家族に対する支援事業交付金12万円は、市民ボランティアである介護を考える家族の会に交付するものです。毎月第3金曜日の10時から15時まで認知症や介護相談を受けております。延べ利用者数は49人となっております。

4目生活支援体制整備事業費です。支出済額531万7,860円のうち、1生活支援体制整備事業、12委託料、生活支援体制整備委託料516万6,000円は、地域の高齢者の支援ニーズと社会資源や既存サービスを調整する生活支援コーディネーターを設置するため、社会福祉協議会に委託するものです。地域での会議や協議への出席回数は225回となっております。

続きまして、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金7,408万2,975円、こちらのほうは4ページの資料で確認させていただきたいと思います。下段のほうになります。5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金7,408万2,975円は、国・県支払基金の交付金の精算に伴う返還金です。

以上、歳出合計の支出済額は68億9,235万5,885円です。

歳入歳出の差引きは1億7,301万9,066円となり、令和4年度へ繰り越します。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者人口・介護認定者数等の推移です。第1号被保険者数は毎年増加し、令和3年度末は2万7,295人となりました。このうち要介護認定者数が4,267人で、要介護認定率は

15.6%です。40歳から64歳までの第2号被保険者数を含めると、4,353人が要介護認定を受けております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

保険給付費の推移です。第1号被保険者及びサービス受給者の増加に伴い、保険給付費についても、これまでと同様に増加しております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険料の収入状況です。介護保険料の約9割は年金から天引きさせていただいております。収納率は毎年向上し、令和3年度の収納率は令和2年度から1.36ポイント上昇し、98.22%と高い収納率になっております。

下の表に移りまして、不納欠損額、滞納繰越額の推移です。所在不明、生活困窮者と認められるなど、納税不能のまま2年経過し時効を迎えた介護保険料の不納欠損額は513万7,658円、91人となっております。

不納欠損処理に当たっては、税の公平性の観点から、督促状や催告書の発送、財産調査、財産差押え、納付誓約書の提出、所在地の追跡調査等、消滅時効が完成しないように努めております。また、不納欠損予定者リストを作成し、未接触者や滞納処分未処理状況を把握するなど、時効進行の管理を行っております。

滞納繰越額は2,902万4,916円、373人でした。現年の滞納者の収納率の向上が滞納繰越額の減少につながり、さらに不納欠損を減少させることから、納付指導員による訪問調査を随時行い、納付推進の取組を進めます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。

介護保険給付費支払準備基金残高です。令和3年度末の残高は5億2,567万7,563円となっております。

以上で、令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。御審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 今、執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 4ページをお願いします。4ページの2款1項1目、2目、3目のところで、例えば地域密着型介護サービス給付費など、これは多分、グループホームなんかをやっておられるところだと思うんですが、その件数と金額。それと、3目の施設

介護サービス給付費、これは特養の入所ということでしたが、そこの特養の事業者件数と金額が分かればお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 地域密着介護サービス給付費全体、それから施設介護サービス給付費全体での件数はすぐに分かります。地域密着型介護サービス給付費、令和3年の件数は、利用件数4,606件、施設介護サービス給付費の全体の件数は6,558件でした。例えば、施設の内訳の特養が何件といった細かい内訳は、今、手元に資料がございません。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連して、同じところなんですけど、4ページの居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、3目の施設介護サービス給付費ですね。こちらを令和2年度、令和3年度で比較してみますと、居宅介護サービス給付費は1億1,000万円の増、地域密着型介護サービス給付費は4,000万円増、施設介護サービス給付費は約6,000万円減であるんですけども、その数値といえますか、こういった背景があつてこういった増と減が発生しているのか、また、居宅介護サービス給付費の件数も併せて教えていただけたらと思います。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費につきましては、令和2年度に若干、コロナ関係で利用者が減りましたがけれども、令和3年度、特別に落ちたということではありませんでした。令和3年度の伸びは、ほぼ自然増の流れかなと思っております。

ただし、施設介護サービス給付費につきましてはマイナスとなっております。これは全国的にマイナスとなっているようでして、推測するに、施設の方がコロナに感染して病院に入院することになった場合は施設を一度離れるわけですがけれども、施設を離れると、その分、介護サービス費が施設のほうには行かなくなるというところで減少しているというふうに推測しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方は。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 7ページです。時効を迎えた方が52人いらっしゃるんですけど

も、この時効の原因といいたいでしょうか、そういうのが分かれば。どういう格好で時効2年間を迎えたのか。2年間何もしていないわけじゃないと思うんですけども。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 時効成立の要因は大きく二つ、一つは所在不明です。もう一つは、財産調査の結果、支払い能力がないと認めて停止しているものです。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 要するに、自己破産したということによろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 必ずしも全件、自己破産の正式な手続をしているわけではありませんが、生活困窮しているので取立て不能を市として認定したものです。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 数字の確認をお願いしたいんですが、445ページの介護予防・生活支援サービス事業費、この中の負担金のところで、訪問と通所の件数を言っていたと思うんですけども、訪問が4,257件で、通所は何件だったんですかね。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 通所は5,947件となっております。

○委員（平嶋正一君） 確認ですが、訪問は4,257件でいいですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） はい、そうです。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 決算書の451ページ、3款3項2目の認知症初期集中支援推進事業費です。先ほど、13名が対象となっているという説明だったんですけども、この支援事業を実施した上で、この13名の対象者は今後ずっと継続していくのか、それとも改善されて、こういった支援事業を実施しなくてよくなるのか、その点も何か実績があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 認知症初期集中支援チームというのは、一応、期間がある程度定められた中での支援を行っております。基本的には6か月という形になりますので、6か月でチームの支援終了後、引き続き継続が必要な場合は、包括支援センター、ケアマネジャー等が関わりを持ちながら対応していく形になります。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。じゃあ、平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 8ページの基金の件なんですけども、この基金の運用というのはどういう考えの下で基金をしてあるのかということと、積立額を見ると物すごくばらばらなんですよね、金額的に。何か基準みたいなものがあるのかなということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 積立額は、歳入歳出差引き額において黒字が生じた場合は、その分を積み立てます。

介護保険の収入というのは、3か年ごとに同一の保険料で運営していきますので、基本的には、4期・5期・6期・7期の期の中で、モデルとしては、1年目は黒字になり、2年目は差引きゼロ、3年目は赤字になると想定して保険料を決めております。そのモデルどおりいけば、1年目に積立て、3年目に取崩しを想定していますが、その想定どおりには必ずしもいかない年もありますので、積立額というのは毎年、状況に応じてばらばらになっております。

運用については、特に株式運用であるとか特殊なことはやっておりませんで、今年度でいうと預金の利子316円のみを積み立てました。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） もう一つそこで教えてください。この資料の3ページに基金繰入金というのがあるんですけども、2年度は3,000万円とここに書いてあるんですけども、8ページの表によると2,300万円です。これは同じにはならないということなんですか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） その3,000万円は、この8ページで言いますと、7期の取崩し額3,000万8,000円が当たります。これは、令和元年度に歳入不足で決算を迎えたため、例年にない処理ですが、前年度繰上充用ということで1年度遅れて、取り崩した額を令和元年度の赤字補填に使ったものでして、年度がそのため1年度ずれていますが、対応しております。

○委員長（山本加奈子君） 大丈夫ですか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すみません、ちょっと私は理解できなかったのですが、もう一回、今のところを説明してくれませんか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 整理しますと、資料3ページの基金繰入金が令和2年度に3,000万8,000円が計上されております。これに対応するのは、資料8ページの基金の表の令和2年度の取崩額3,000万8,000円、同額ですね、これに対応しています。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すみません、分かりました。私の勘違いですね。積立てと繰上げと。すみません、分かりました。

○委員長（山本加奈子君） では、ほかに質疑のある方はありませんか。城副委員長。

○副委員長（城 健二君） 資料の6ページ、保険給付費の推移という表の中で、上から4番目の特定入所者介護サービス費というのがあるんですが、これは令和2年度が約1億5,000万円、令和3年度は約1億2,000万円ということで、約2,500万円ダウンしています。表をずっと見ていると、右肩上がりにずっと上がっている中で、令和3年にごくんと2,500万円落ちているというのは、特定入所者が急に減少したからなんですか。もしそうであれば、その理由とかもちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 先ほど、施設介護サービス給付費のところでも説明させていただきましたけれども、この特定入所者介護というのも施設の入所者に対するサービスの給付費になります。同じく、入所されている方がコロナに感染して病院に入院した際には、その期間、サービス費は事業者のほうには行かなくなりますので、そういったところで減少していると考えています。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長、手が挙がっておりますが。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 追加でもう一つ要因がありまして、令和3年度、介護保険制度改正がありました。8月以降は、高額介護サービス費と、それから今話題になっています特定入所者介護サービス費について、負担限度額の一部引上げが行われました。

特定入所者介護サービス費といいますのは、低所得者世帯が介護施設に入所したときの部屋代と食事代で、それを市が一部負担するものですが、これまでは低所得者をさらに3段階に区分し、それぞれ限度額というものを定めていました。その3段階がさらに細分化され4段階になって、細かく限度額が少しずつ上がっております。ですので、市の持ち出し分はそれに対応して減少しております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） では、ほかに質疑がある方はありませんか。

じゃあ、ちょっと私のほうから。今、説明で詳しく件数等を言っていたいてありがとうございます。できれば今後、実績の件数とかを書くのも大変だと思いますので、できる限り資料で少し補足して入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。今後で大丈夫です。

もう1件、皆さん心配されているのが、長引くコロナ禍で、高齢者の方の足腰がちょっと弱くなっているという声も伺います。その辺に関しましては、介護者とかも非常に増えておりますが、様々努力をさせていただいていると思いますので、よかったらその辺を聞かせていただければと思います。DVDを作って回られたりとかいうのもちょっと聞き及んでおりますので、お願いします。

真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 介護予防事業については、本日、実績はお伝えしておりますけれども、コロナ禍の緊急事態宣言で施設が使えないという状況も昨年度はございました。事業の実施ができないままで終わるのはよくないということで、コロナ禍でも少しでも啓発できる方法ということで、昨年度12月の補正のときに予算を啓発資料の作成のほうに予算を組み替えて、介護予防についてのリーフレット、それと社会資源のリーフレットはもともと昨年度に予算化していたんですけれども、市の社会資源を整理すること、それと運動のDVDを作って、地域に啓発ができるように準備をしておりますし、健康運動指導室はユーチューブで運動の方法とか、そういうのを啓発しておりますので、できなかった期間中はかなりいろんな資料を作成させていただいております。今後は、これをどう啓発していくかということも、積極的に考えて動いていきたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

では、上村委員、お願いします。

○委員（上村和男君） あなた方のところが中心の所管になるのかなというふうにずっと認識しております地域包括ケアシステムは、この令和3年度の予算執行期間に、どういうところが前進したり、どういうことが課題になっていきますか。これは2025年には完成しなければいけなくて、中身はあと2年ぐらいになるかと思っておりますので、そこらあたりのところを報告していただくとありがたいなと。

いろいろな事業をやっているじゃないですか。だけど、この事業はどういうふうに編成されていくのかなというのも気がかりですし、介護保険が出来上がったときに当初あった議論は、これはいつか潰れるという心配をみんなでしたんですよ。でも、なぜかずっと続いていますので、何か手だてがあったんだという。もちろん手だてがあったというのは分かりますけれども、どういうふうになっていくのかなという。高齢者について2025年問題と言われていきますから、そのことも含めてちょっと説明していただければと思いますが。令和3年度はどのぐらいできたか、何ができて何が残っているかというのを話してくれますか。何か進んでいるようで進んでいないのか、よく分からないのでお願いします。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域包括ケアシステムにつきましては、6月にも報告させていただいて、随時報告させていただいておりますけれども、昨年度は見守りを重点にということで、見守りのパンフレットを作成させていただきました。それを今現在、先月ですかね、各コミュニティセンターを回りまして、その配布について協力をお願いしているところでございます。

あと、この事業の中で言えば、生活支援体制整備事業というところの中で、生活支援コーディネーターの方を委託しておりまして、その中で地域とそういった資源を結びつけるような形で進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、ほかに質疑がないようでしたら質疑を打ち切ります。ただいまから討論を行います。

認定第5号の件について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第5号、令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって認

定すべきものと決しました。

では続きまして、認定第7号、令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 認定第7号、令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計につきましては、決算書の473ページから486ページの内容に基づき、令和4年第4回筑紫野市議会定例会文教福祉常任委員会説明資料の9ページ、認定第7号資料、令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを作成いたしましたので、こちらで説明させていただきたいと思っております。

介護保険法に基づき、高齢者の要支援・要介護度を審査・判定する介護認定審査会につきましては、筑紫地区5市で共同設置をしております。事務局は2年ごとの輪番制で、令和3年度・4年度を筑紫野市が担当しております。予算は特別会計とし、年度ごとに精算をしております。

9ページの表になります。令和3年度の歳入歳出決算額は共に6,178万7,899円で、令和2年度決算額8,689万117円と比較して、2,510万2,218円減少しました。その要因といたしましては、令和2年度におきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費429万円、システム更新に伴う5市と事務局のパソコンプリンター購入費803万円、5年に1度の介護認定支援システム更新業務委託料1,867万8,000円を計上しておりましたが、令和3年度では不用となり、合計3,099万8,000円減額となりましたが、昨年度よりも介護認定審査会開催の回数が増えたため、差引き2,510万2,218円減少しております。

歳入の主なものを説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金 1 項認定審査会負担金 1 目認定審査会共同設置負担金6,045万357円は、介護認定審査会の運営のために筑紫地区5市が負担するものです。

2 目筑紫地区障害支援区分等審査会共有負担金132万6,600円は、介護認定システムの専用回線を障害者支援区分等審査システムと共用していることから、使用料の2分の1の負担をお願いしているものです。

歳出の主なものを説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費、一般管理費2,880万899円は、太宰府市と那珂川市からの派遣職員2名及び筑紫野市で雇用する会計年度任用職員1名の人件費のほか、介護認定シス

テム運営管理業務委託料、専用回線使用料等です。

2目認定審査会費3,298万7,000円は、介護認定審査委員の報酬及び費用弁償です。令和3年度の開催回数は599回となっております。ちなみに、令和2年度につきましては458回となっております。

以上が令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算になります。御審査いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第7号、令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第7号、令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書、黄色の表紙のものになります。15ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出をそれぞれ1億8,155万4,000円増額し、歳入歳出予算総額を72億28万6,000円とする提案でございます。

詳しい内容につきましては、提案内容補足説明書によって説明をさせていただきます。

35ページをお開きいただきますようお願いいたします。

歳入歳出予算補正の主な内容は、4款1項1目介護給付費準備基金積立金補正額8,414万9,000円は、令和3年度からの繰越金1億7,301万9,000円のうち、補助金返還に要する金額を除いたものを積み立てるものでございます。

5款1項2目償還金につきましては、国・県支払基金からの交付金精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。主な内訳は、国庫支出金返還金2,495万円、県支出金返還金1,966万9,000円、社会保険診療報酬支払基金返還金1,021万3,000円となっております。

6款1項1目予備費4,248万8,000円は、先ほど基金積立で説明させていただいたものです。補助金返還に要する金額を除いたものを積み立てて、その残りのものを予備費として増額させていただいております。

歳入歳出予算補正の主な内容につきましては、5款1項2目地域支援事業支援交付金849万2,000円は、国からの交付金精算に伴い追加交付となった分です。

8款1項1目繰越金1億7,301万8,000円は、令和3年度の歳入歳出差引き額を令和4年度に繰り越すものです。

以上が、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくようお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 中身はよく分かったんですけども、一つだけお願いしたいんです。収入は前年度の繰越金が主ということです。で、国への返還金の残りを基金と予備費に回したと。この基金と予備費に回す8,000万円と4,000万円の何か考え方があれば教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 繰越額は基本的には全て積み立てたいと思っております。ところでありますが、筑紫野市介護保険事業特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置及び処分に関する条例の2条で積立ての方式が定められています。要約しますと、歳計に余剰を生じたときは、直近3年の保険給付費の平均の額の10分の1の額に相当するまで積立てを行うという方式になっております。

ここ3年の保険給付費というのは60億円前後で推移していきまして、その平均の10分の1という大体6億円ぐらいになるんですが、現在、既に5億円超を積立て済みですので、この条例の2条に従いますと、積み立てることのできる金額の上限が定まっているということで、今回はこれに従い、全額を積み立てるのではなく、給付費60億円の10%、6億円に達するまで積み立てて、残りは予備費として計上しております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第46号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第46号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

では、そのまま所管事務報告、令和4年度敬老の日事業について御説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 令和4年度敬老の日事業につきまして御報告させていただきます。資料といたしましては、文教福祉常任委員会説明資料、またこちらのほうに戻りますが、こちらの10ページをお開きいただきたいと思っております。

高齢者支援課につきましては、老人の日・老人週間に合わせて三つの事業を行っております。

1番、敬老会運営費助成事業です。事業の目的ですが、敬老精神の高揚と高齢者福祉の向上を図るものです。原則といたしましては会を実施していただくことで助成しています

が、今年度は特例事項といたしまして、会場の都合で敬老会の開催が困難な場合、つまり、密にならないように人と人との間隔を空けることにより会場に入り切れず、やむを得ず開催を断念する場合、または事前に準備をしておりましたが、開催時期に感染者が急増し開催困難な場合、以上2点につきましては、見守りを兼ねた記念品配付をしていただくことで助成することとしております。対象の方及び金額ですが、7月31日に住民票がある方を基準日といたしまして、今年度末までに80歳以上の市民1人当たり2,000円を支給いたします。

1番目、各自治会の開催方法でございますが、敬老会を開催する自治会が4自治会、見守り活動を兼ねた記念品配付が74自治会と記載しておりますけれども、昨日、中阿志岐のほうから、敬老会を中止し、記念品配付に変更するとの報告がありましたので、こちらにつきましては、敬老会を開催する自治会が3自治会、見守り活動を兼ねた記念品配付が75自治会となりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

先日、全員協議会におきまして、敬老会開催日程一覧を配付させていただいておりますけれども、今日現在では、東新町、俗明院、若江の三つの自治会が開催する予定となっております。なお今後、日時が変更になったり中止になることも考えられますので、御了承いただきますようお願いいたします。

次に2番、敬老祝い金支給です。事業の目的につきましては、高齢者の長寿を祝し、高齢者福祉の向上に寄与するものです。表にお示ししておりますように、7月31日を基準日といたしまして、88歳の方に3,000円、99歳の方に1万円、100歳以上の方に2万円を支給することとしております。

最後に3番、記念品等贈呈です。事業の目的は、新100歳を迎えられる方に対して、国及び県から配付される祝い状及び記念品を併せて、市が訪問、贈呈することにより、多年にわたり社会の発展に寄与したことを感謝するとともに、長寿のお祝いをするものでございます。

次の11ページには、敬老会助成金、敬老祝い金の金額、100歳以上の高齢者数、最高齢者を掲載しております。一番下の最高齢者の107歳の女性の方につきましては、対象ではございましたが、8月にお亡くなりになられていることを申し添えさせていただきます。

以上で、令和4年度敬老の日事業の報告を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 丁寧な御説明で分かりやすい資料でしたので、質疑はないようでございます。では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。開始を11時15分といたします。お願いいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、長澤部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、認定1件、請願1件、所管事務報告3件、所管事務調査6件について審査いただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席しております関係職員の自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） おはようございます。学校教育課長の高木と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） おはようございます。学校教育課学校教育担当の城塚と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

それでは、認定第4号、令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、ただいまから認定第4号、令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、筑紫野市奨学資金の貸付制度について御説明をいたします。

筑紫野市奨学資金貸与条例が昭和48年に条例として制定されまして、貸付けの目的が、就学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって進学または就学が困難な生徒に対して学資を貸与し、有用な人材の育成を図るというものでございます。この貸与の制度につきましても、福岡県教育文化奨学財団やその他の団体が行う奨学金の貸与制度を補完する性格のものでございます。

奨学資金の種類でございますけれども、入学支度金と通常の奨学金と2種類でございます。貸与の上限額は、高等学校につきましても、公立は入学支度金が5万円、奨学金が1か月当たり1万円、私立の高等学校につきましても、入学支度金が10万円、奨学金が2万2,000円となっております。また、大学につきましても、国公立の入学支度金が7万円、奨学金は1か月当たり3万円となっております。また、私立の大学につきましても、入学支度金が12万円、奨学金が1か月当たり4万円と規定をされているところでございます。

貸与につきましても、高校や大学の在学中に支給をいたしますけれども、償還につきましては、その貸与が終わって6か月を経過した後から償還が始まるといった制度でございます。ただし、奨学金の返還猶予の制度がございまして、進学したときに、留学あるいは卒業まで至らなかった方で、原級にとどまったり、あるいは災害、疾病になったとき、それから生活保護を受けることになった場合、あるいは失業によって生活が困窮している場合、こういった場合には返還の猶予が認められているところでございます。

以上、簡単ではございますが、制度の説明となります。

それでは、歳入歳出決算書のほうを御用意ください。決算書の395ページから奨学資金貸与事業特別会計となっております。

まず、396ページ、397ページをお開きください。

では、歳入、397ページから説明いたします。一番左上の収入済額の欄になります。

1 款財産収入 1 項財産収入144円、2 款繰入金 1 項繰入金ゼロ円、3 款繰越金 1 項繰越金300万8,086円、4 款諸収入 1 項貸付金元利収入566万2,196円、歳入合計は867万426円となっております。

次に、歳出の説明をいたします。決算書の398、399ページをお開きください。歳出は、399ページ一番左上の支出済額の欄になります。

1 款事業費 1 項貸付事業費513万8,088円となっております。その他の款項目はございませんので、歳出合計は513万8,088円でございます。

続いて、歳入歳出決算事項別明細の説明をいたします。

まず、事項別明細の歳入です。決算書の402、403ページをお開きください。款項目は、402ページの一番左上の欄、403ページの右の備考欄を御覧ください。

1 款財産収入 1 項財産収入 1 目利子及び配当金 1 節積立金利子144円。

2 款繰入金はゼロ円でございます。

3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節前年度繰越金300万8,086円。

4 款諸収入 1 項貸付金元利収入 1 目貸付金元利収入 1 節現年度分411万7,496円。備考欄に記載しておりますが、内訳として、一般償還金408万4,496円、同和対策償還金 3 万3,000円。

2 節滞納繰越分139万4,700円。内訳として、一般償還金99万5,200円、同和対策償還金39万9,500円。

3 節立替金返還金、入学支度金立替金の返還金15万円。

次に、歳出を御説明いたします。決算書406ページ、407ページをお開きください。

1 款事業費 1 項貸付事業費 1 目奨学資金貸付事業費でございます。407ページ右の備考の欄を御覧ください。

11 節役務費、手数料1,650円については、奨学金返還金の口座引き落としに対する金融機関への振替手数料でございます。

20 節貸付金509万8,000円については、奨学資金貸付金でございます。合計で513万8,088円の歳出となっております。

戻って、400ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入合計額867万426円、歳出合計額513万8,088円、歳入歳出差引き残額353万2,338円となります。

以上が令和3年の決算内容となりますが、歳入となる筑紫野市奨学資金の償還状況と、令和3年度の奨学資金貸与状況につきましては、別添で提出しております常任委員会の資料1ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定に伴う資料となっております。こちらで説明をいたします。

お開きいただきまして、2ページ、3ページですけれども、昨年度まで一般償還金と同和対策償還金を分けて記載しておりましたけれども、現在は一般対策としてこの事業を行っておりますので、資料を一本化して、2ページ、3ページを作成しております。

では、2ページになります。令和3年度の筑紫野市奨学金の調定額及び収納状況です。現年度分の徴収率は72%、滞納繰越分の徴収率は15.31%、合計は37.17%となっております。

す。

3 ページが奨学金償還金調定収納状況ですが、左から、奨学金の貸付総額、次は令和2年度までの償還済額、その次の欄が令和3年度当初の債権額です。そしてその次が、令和3年度に返還しなければならなかった奨学金の額で、過去の滞納分と現年度分とを分けて記載しております。その次、令和3年度償還額の欄は、令和3年度に実際に償還された額を滞納分と現年度分に分けて記載しています。そして、令和3年度末債権額となりまして、令和4年度以降に償還する必要がある金額がこの欄になります。

過年度分、現年度分それぞれありますが、償還金が新たな奨学金貸与の原資となることから、収納の催告、市内・市外にかかわらず、電話催告や通知を送るなどしながら滞納者の状況等を把握しており、生活状況が厳しいと判断された場合は、納付金額や猶予などの相談に応じています。

最後に4 ページですが、令和3年度中に奨学金の貸付けを受けている金額の内容について、資料を添付しております。歳出に係る部分の資料となります。令和3年度においては、新たに高校生5名、大学生1名、合計6名に奨学金の貸与を開始しております。そのうち、入学支度金を3名に貸与しています。前年度からの継続貸与として、高校生が5名、大学生5名の合計10名に貸与しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 説明資料の3 ページになります。備考欄に令和3年の猶予の方が10名いらっしゃいますけれども、その要因を教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 猶予については、令和3年度の10名のほとんどが、高校のときに奨学金の貸与を受けて、奨学金の貸与を受けずに大学に進学した方となっています。在学中なので猶予されているということです。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。ほかに質疑のある方は。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 滞納分等については督促状とか電話で促しているという説明がございましたけれども、今、85名に貸与されている中で、行方が分からなくなっている方とかはいらっしゃいませんか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 連絡が取れないといいますが、電話をかけてもなかなかつながらないとか、住所はあるけれどいらっしゃるところが分からない、そういった方も中にはおられます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） どのような扱いになるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 本人の行方は分からないけれども、実家に父がいるとか、そういったことでまだ連絡がつけられるんじゃないかというところで、アプローチは毎年行っております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第4号、令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第4号、令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

では続きまして、請願第1号に移ります。それでは、請願第1号、教育予算の拡充等に関する請願の件を議題といたします。

本日は執行部より、長澤部長、高木課長、城塚係長の出席を得ております。お忙しいところありがとうございます。

それでは、早速ですが審査に入ります。

本請願は、横尾議員、宮崎議員、田中議員、そして本委員会の委員である上村委員、前

田委員が紹介議員となり今定例会に提出されたものですが、先般の本会議においては上村議員から請願の趣旨説明がなされました。

それでは、ここで本請願内容に関する現状を執行部からお伺いしたいと思います。

高木課長、お願いします。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、請願第1号、教育予算の拡充等に関する請願について、現状の御説明をいたします。

まず、教職員におきましては、新型コロナウイルス感染症対策や新学習指導要領への対応、児童生徒1人1台タブレット端末の整備による新たな学びへの対応など多岐にわたる業務を担っており、大変多忙な状況となっております。

また、本市の学級編制では、改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、本年度は、小学1年生から3年生までは1クラス35人以下で学級編制を行い、小学4年生から6年生まで、また中学1年生から3年生までは40人以下で学級編制を行っております。

現在、学校では、児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化していることもございますので、少人数学級の実施に必要な教職員の定数改善がなされれば、教職員の負担軽減に加えて、これまで以上に子供たちに寄り添うことができ、より安定した学級運営が行われるのではないかと考えております。また、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担の拡充については、子供たちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、充実した学校生活を送るためにも大いに望まれるところであると考えております。

教育委員会事務局といたしましても、教職員定数等の充実・改善等につきまして、福岡県市長会などに対して今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から本請願内容に関する現状についての説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 少人数学級がうたわれておりますけれども、全て35人以下の学級になった場合、現状の教室との整合性は取れるのでしょうか。そこいらの資料等があったら、説明をお願いします。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長澤部長、お願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 今質問がありました内容でございますが、所管が教育政策課のほうになりますので、所管のほうにも確認しまして、また後ほど御報告をさせていただきたい考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

では、質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

それでは、請願第1号について意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、出尽くしましたので、これで意見交換を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

請願第1号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） これにて討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

請願第1号を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は全員一致で採択すべきものと決しました。

今から意見書の案文を作成させていただきますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど審査を行い、採択すべきものとした請願第1号は、国への意見書提出を求めるものでしたが、請願者から提出されておりました案文を基に作成された意見書案が副委員長により提出されております。

お諮りいたします。

本日の議題に意見書の提出の件を追加し、審査日程を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。本件を議題に追加し、審査日程を変更することといたします。

それでは、提出された意見書案について、事務局より朗読をお願いいたします。

○主事（井形光介君） 教育予算の拡充等を求める意見書。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的な制度です。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる条件整備は不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられました。今後は、小学校にとどまることなく、中学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。萩生田前文科大臣も改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの

豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しています。豊かな学びを実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、教育予算の拡充を図ること。

2、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

3、学校における豊かな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

以上。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

この意見書案に対して質疑、意見の方はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決されました。全員一致にて、この意見書案のとおり委員会として決しました。

申合せにより、提出者については城副委員長、賛成者につきましては上村委員、赤司委員、阿部委員、平嶋委員、前田委員、私、山本の6名ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。以上のとおり決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、ちくしの高年大学事業について、執行部から報告をお願いします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課に替わりましたので、出席職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いします。

では、説明をお願いいたします。檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、ちくしの高年大学事業について説明いたします。ちくしの高年大学の現況についてという資料を御覧ください。

ちくしの高年大学の目的は、60歳以上の市民を対象に、生涯を通じた「生きがい・やりがい」を見つけるための学習の機会と場を提供し、心身ともに健康で充実した学生生活を過ごすこと、2、培った経験を生かし、ボランティア活動や地域コミュニティづくりに積極的に参画すること、こちらの2点を目的として開催しております。

内容については、受講生は三つの課程を受講し、4年間で修了する内容となっております。

現状につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止、令和3年度は縮小開催、令和4年度は少人数で開催が可能な専門科目のみを開催しております。詳細については資料を御覧ください。

課題といたしましては、1、高齢者の生活スタイル（就業者の増加等）や学習ニーズの変化により、受講生数が減少しております。2、受講生の減少により、科目の開設と受講生による自主運営が難しくなっています。3、コロナ禍の影響で、令和2年、令和3年度の課程が例年どおり実施できず、従来の4年間の制度について検討が必要となっている状況です。

今後の対応につきましては、受講生の意見を聞きながら、今後の高齢者を対象とする学習支援の在り方について検討を行っていきたいと考えております。

説明につきましては以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 今後の対応については受講生の意見を聞きながらとありますが、
どういう機会をつくられるおつもりでしょうか。受講生の人たちの話を聞くと、「市は全
然熱心じゃないよね」と言われちゃったりしたもので。よろしいですか。そういう御意見
もあるので、ここに書いてあるような、受講生の意見を聞きながらというのはとても重要
な対応だというふうに思っていますので、そういうふうに努めていただきたいという私な
りの意見もつけた上で、どういうふうにしてこの受講生の意見も聞きながらやられるのか
をお聞かせいただければと思います。

○委員長（山本加奈子君） 榎木課長。

○生涯学習課長（榎木理恵君） 受講生の意見を聞きながらという御質問につきましては、
今年度、アンケートなどを取りながら、高年大学に対して皆さんがどのような意見をお持
ちかを調査しようと思っております。8月の予定も、コロナウイルス感染症の感染拡大の
影響で中止とさせていただいておりますので、なかなか予定どおりに行われていない状況
はございますが、受講生の皆さんの意見をしっかり聞きながら今後の対応を考えていき
たいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 基本的には4年間で修了されるということなんですけれども、も
う一度、高年大学に入ることはできるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 榎木課長。

○生涯学習課長（榎木理恵君） もう一度というのは、基本的には、4年間修了した方に
つきましては次の活動に移っていただくという形で、今現在、コミュニティーのほうで高
年クラブという事業が既に行われておりますので、そちらのほうに移行していただいたり、
各地域でボランティア活動を行っていただくような団体に所属していただくなどの活動に
移っていただく形となっております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 課題についてなんですけれども、令和2年度、3年度が例年どお
り実施できていないということで、4年間の在り方を検討されると思うんですけれども、

現在の状況でどうするかというのは、先ほど上村委員のほうからもあったように、機会を設けて精査していくということによろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 既に現在、2年目、3年目、4年目の方がいらっしゃいますので、その方の修了をどういった形で考えるかも含めて検討をしていくことになるかと捉えております。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。ほかに。前田委員、大丈夫ですか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 検討はどうやって行っていくんですかという質問だったんですけど。2年、3年、従来どおり実施できていないという状況は重々承知していて、通常4年間で、例えがあればかもしれないですけど、留年という形を取っていくのかということです。

○委員長（山本加奈子君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それも含めて、何年生にするのか、4年間で全部の課程を終わって初めて修了とするのか、もしくは、もうちょっと違う形で修了するかも含めて、受講生の方がどう考えているのかを聞きながら決めていこうというふうに考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

○生涯学習課長（檜木理恵君） ありがとうございました。

○委員長（山本加奈子君） 所管課入替えのため、しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、電子図書館について執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化・スポーツ振興課に変わりましたので、出席の

職員から自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いします。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 皆さん、こんにちは。文化・スポーツ振興課の益永と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

では、お願いします。益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 所管課の報告をさせていただきたいと思えます。資料を2枚準備しております。電子図書館について事業の御報告を申し上げます。

まず1枚目、電子図書館についてと書かれた中身でございます。

まずは事業費について御説明申し上げます。電子図書事業費の内訳は550万円となっております。こちらについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10でございます。こちらの金額の中で、今後、電子本を1,000冊程度購入する予定です。受託業者は図書館流通センターでございます。

下のイラストの図書館イメージを説明申し上げます。電子図書館は9月1日からオープンをしておりまして、電子図書館のウェブサイトのトップページそのものを記載させていただいております。新着からジャンルにおいて、絵本とか漫画本みたいな形で、下のほうにスクロールしていけばそれぞれのジャンルで見れるんですけども、検索して本を探すこともできます。

その中に表紙のタイトルが表示をされており、赤枠で記されている「借りる」というボタンを押した段階で、真ん中の電子本の表紙が表示されます。タブレットの操作と同様に、画面を左から右にスクロールいたしますと、本の1ページ分の文字が表示をされ、そのまま引き続きめくっていただくという形が電子書籍の内容になっているところでございます。

2枚目、こちらのほうが今現在、利用者に配布させていただいているチラシで、電子図書館の特徴や利用できる人、そして利用ルールを記載させていただいておりますので、こちらに基づいて説明申し上げます。

上になりますけども、9月1日からオープンすると周知しております。こちらに特徴を二重丸で書かせていただいております。自分のパソコンやタブレット、スマートフォンで、いつでも、どこでも、無料で電子図書が楽しめますということで、アプリは不要でございます。インターネットのブラウザのほうで閲覧する形になります。

通常の本であれば図書館に返却することになりますが、15日を過ぎた段階で自動返

却となるということですので、返し忘れがないのが特徴です。また、電子図書館の機能として、メモ、またマーク、しおりを記入することができ、すばやくその情報に接することができます。また、読書バリアフリーに対応ということで、文字が小さければ大きさの変更、また色の変更、特徴的なものとして音声読み上げ機能がついているところがございます。

こちらの電子図書館を利用できる方として、今、筑紫野市民図書館の利用カードを持っている方を対象としており、今、図書カードを持っていれば特に申込まず利用ができます。

利用方法は、下記のバーコードを読み取るか、市民図書館のホームページに電子図書館のリンク先がありますので、そちらにアクセスいただくと、先ほどのトップページが表示され、利用者IDというのは図書カードに記載をされています利用番号、そして生年月日は西暦の生年月日の8桁、こちらを入力してログインし、貸出しを行うことができるという中身になっております。

利用のルールについては、貸出点数を一人3点までとさせていただきます。貸出期間は約2週間、予約可能点数が3点までとなっており、予約の取置期間を7日間というルールにさせていただきますところでは。

以上が電子図書館の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） このチラシの中で、通信料は自己負担となっておりますけども、目安としてどのくらいを考えたらいいんでしょうかね。例えば単行本を読んだら幾らぐらいかかりますよとかが分かれば。

○委員長（山本加奈子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 主に写真のデータみたいなのを何百ページか見る程度なので、そんなに通信料を圧迫する程度ではないと解釈しておりますが、利用者の通信料のプラン次第では、やっぱり長引くとかなりデータを食うのではないかとは思っています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかにある方はありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認になるんですけども、一人3点まで借りることができる

ということと、予約取置期間を7日間設けられていますけれども、これは1冊につき重複して借りることはできないんですよね。できるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 延長としてはできませんけれども、また予約を取るとか、予約がなければ、そのまま引き続き繰り返して読むことはできます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 人が重複することってできるんですか。例えば、私が取り置きしていたり、今借りている状態で、阿部委員がその同じ本を借りることはできるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 考え方は紙の本も電子の本も変わらないということで、1冊貸し出ししていれば一人の方が読めるということになります。先ほどのとおりだと、阿部委員が読んでいて、読み終えたら予約がされている方に次に読む権利が生じます。予約がなくなったら「借りる」というボタンを押していただければ、そこで読むことができます。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。上村委員。

○委員（上村和男君） これは今ふうの図書館の運営の一つになるのかなと思って感心をしているんですけども、図書館を利用している人たちとかが、よく図書館運営に参画をしていくようなシステムをいろんなところで見かけます。これは、そういう人たちからの意見があってつくったんですか。それとも、あなたたちだけが部内で「こういうのをやろうよ」というふうに……。予算の取り方からするとそうだなとは思いますが、もともとの市民の人たちの要望や声を耳にした結果、始めたのかどうか。そうであってほしいなと思っているんです。

○委員長（山本加奈子君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 令和3年度において、4月から9月までの間に、図書館自体のサービスを3か月ほど停止したという経緯がございまして、私たちも非常に歯がゆい思いをしておりました。図書館を利用しなくてもサービスが提供できる何かがないかということで考えまして、他の近隣自治体で電子図書館を実施していることもありましたので、これだったらうちの職員あたりも危なくなく利用できると判断をいたしまして、電子図書館の導入を検討したところでございます。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。赤司委員。

○委員（赤司泰一君） とても面白い事業だなと思うんですけど、まず一つ、現存する図書館の機能と別ということで、例えば本の選択ですね。1,000冊ということなんですけど、せっかくこれだけしっかりとしたシステムがあるんだったら、人気の本とかもあるだろうと思うので。そういう選択というのは誰がされるのかということと、あと、ランニングコスト的なものとして、費用とか今後かかるような検討というか、何か考えみたいなのがあるのかどうか。例えば、今後、映画とかの映像的なあれも電子図書の中に機能があって、そういうことも考えられると思うので、ランニングコスト的についての考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 先ほどの本の選書についてでございますけれども、通常の市民図書館であれば、あらゆるジャンル、皆様が調べられるような中身をしっかりと選書させていただいて、隔たりがないように努めているところでございますけれども、この電子図書館はどちらかという、本を読むニーズが高いジャンルを購入することですので、通常の図書館の役割とは多少違うものと解釈をしております。

そして、ランニングコストでございますけれども、通常、このホームページ自体はデータセンターで借りているものになっておりまして、契約をしていけば月に5万5,000円ほどで使うことができますので、あとは、電子図書をどれだけ購入するかということになります。

もう一つが映像の関係なんですけれども、実際に今、電子図書館としてサービスをやっているものは、書籍の電子化したものと、うちのほうでは行っていませんが、雑誌あたりとかは別にサービスの提供がありますので、今後の利用者の動向を注視しながらサービスの内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すみません、図書館の利用カードを持っている人は、今何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 最近取り込んだものですから、2万3,000ほ

ど、現状、システムの情報として集約をしているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 一般的なカードですよ、図書館カードの発行されている枚数は2万3,000枚ですか。

○委員長（山本加奈子君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 以前はもう少し利用者としてあったんですけども、なかなか利用カードを使われていない方とか、転出された方もいらっしゃいましたので、過去何年かに利用があった方を最近精査させていただいて、その人数が今2万3,000ほどと確認をしているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

では、私から最後に1件お尋ねします。読書バリアフリーに対応されていて本当にいいなと思うんですけど、障害をお持ちの方への周知、例えば目が不自由な方はこのチラシと見れませんが、障害者団体の方などに対する周知等は行っているのか、小中学校の方へはどんなふうに周知されているのかお尋ねします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） すみません、その辺りは今後また検討させていただきたいと思いますので、逆に御助言いただけたら非常にありがたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

しばらく休憩いたします。開議を1時といたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、市有地（九電工跡地）の活用について、執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が教育政策課になりますので、出席職員から自己紹介

いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願ひします。

○教育政策課長（吉開和子君） 教育政策課長の吉開でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○庶務担当係長（山内徳章君） 教育政策課庶務担当係長の山内です。よろしくお願ひします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願ひします。

では、課長、お願ひします。吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 所管事務調査資料の御請求により、市有地（九電工跡地）の活用についての資料を御説明申し上げます。

別冊の資料を御覧ください。表紙をめくっていただきましたら資料を添付しております。こちらの上から順に御説明をさせていただきます。

1番、対象の土地でございますが、筑紫野市紫一丁目574番1及び585番で、いずれも二日市中学校用地に隣接しております。それぞれの地積は記載のとおりで、地積合計6,866.88平方メートル、約2,077坪でございます。

2番、位置図は次のページに添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

3番、購入の目的は、教育施設用地として確保するために購入したものでございます。

4番、価格は9,863万4,953円でございます。

5番、経緯でございますが、平成29年9月議会において平成29年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）について御提案し、御可決をいただいております。なお、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいた手続で、この機会を逃すといずれ必要になった際に取得することが困難となることから、筑紫野市土地開発公社に先行取得を依頼したものでございます。その後、株式会社九電工から筑紫野市土地開発公社へ、売買により平成29年12月26日付で登記を行っております。

続きまして、平成30年第3回9月筑紫野市議会議案第64号にて、当該土地を筑紫野市土地開発公社から筑紫野市へ買い戻すために、財産の取得について市議会に御提案し、御可決をいただいております。また、同議会において平成30年度筑紫野市一般会計補正予算（第2号）について御提案し、御可決をいただいております。その後、平成30年10月1日付で、筑紫野市土地開発公社から筑紫野市へ所有権移転登記を行い、現在、筑紫野市の所

有となっております。

6番、今後の利用計画でございますが、将来的に生徒が増えたときにこの土地を教育施設用地として活用するため、今後の動向と時期を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 今後の利用計画というところで、教育施設用地等というふうになっていきますけれども、あくまでもこれは将来的に教育施設として使う、ほかに活用する予定はないということでしょうか。例えば、二日市コミセンが手狭なのでコミセンを持ってくるとかいうことは考えられないのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 現時点では、教育施設用地として、生徒の増加の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今、生徒の将来的な増加の場合ということでしたけれども、二日市中学校は具体的に今、教室数が幾つなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 今現在は31教室数で、28教室を使っております。人数は5月1日現在で811人でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の御説明ではまだ教室に余裕があるようです。いつ活用されるか分からないんですけども、将来計画は生徒が増えた場合というふうになっていて、これでは教室を増設する場合にこの用地を使うのかなという印象ですが、教育施設用地として、ほかに利用計画とか、そういうお考えはないんですか。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 校舎の増築以外にも、先生が増えた場合の駐車場用地、あとは生徒が増えた場合の部活動用地など、いろいろなことを総合的に検討していきたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。副委員長。

○副委員長（城 健二君） 単純な質問なんですけど、例えば、平成29年12月に九電工から土地開発公社に売買、いわゆる所有権移転登記をしていますよね。そして、さらに今度は10か月後の平成30年10月には公社から筑紫野市に所有権移転登記をしていると。例えば、所有権移転登記をするには手数料がかなりかかると思うんですけど、何でこういう2段階の形になるのかなと思ってですね。その辺をちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 平成29年度は、公有地の拡大の推進に関する法律というのがございまして、届けがあって3週間以内にこちらの意思を表示しないといけませんでした。いとまがないので土地開発公社のほうで先行取得をしていただいたという経過がございます。

次の翌年に買い戻した経過については、先行取得をしている用地については、いずれ市が買い戻さないといけませんので、公社が先行取得をするために金融機関から借入れを行っておりますけれども、買い戻しをするときはその利息を含めた金額で買い戻すこととなります。将来的な負担軽減とかを見て、早期に買い戻すほうが市にとって有益であるとその当時判断して、買い戻しをされたものでございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の関連ですけれども、公有地の拡大に関する法律に基づいてということで、今の御説明では、申出があってから3週間以内ということでした。そこをもう少し具体的に、どこに申し込んで……。3週間というのは本当に3週間だったんですか。ちょっとその確認を1回お願いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 公有地の拡大の推進に関する法律の第4条に土地を譲渡する場合の届出義務というのがございまして、当該土地が市の区域内に所在する場合にあっては当該市の長に届けねばならないという決まりがございます。平米数等の条件がいろいろありますが、市に届出がございます。それは都市計画課に届出がございます、そこからさらに、市の各課に買取り希望調査が行われるという流れになっております。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の説明で公拓法のことには分かったんですけども、土地開発公社が購入した、それを教育委員会、市が買い戻したと。普通、買い戻すときは利用計画なん

かが決まってから買い戻すと思いますけれども、先ほどの説明では、そのまま土地公社に置いてくと利息とか手数料とかが発生するので早く買い戻したという説明だったかと思えます。普通、土地公社から買い戻すときは、利用計画が決まってから買い戻すんじゃないかと思いますが、そこを先ほどのような説明で市が土地を保有したと。そして今後とも、計画ははっきりしないけど、ずっとこのまま持つておくことになるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 課長。

○教育政策課長（吉開和子君） その当時から二日市中学校は増加傾向でございまして、現在もマンションが建設中ですし、今後も建設が見込まれます。そして、そこで購入しなければ、後からの購入は困難になりますので、購入したというふうに伺っております。今後もマンション建設が見込まれますので、動向とか時期を見極めながら、時期が参りましたら委員の皆様にも御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時11分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、小中学校修学旅行助成事業について執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に戻りましたので、もう一度、職員の自己紹介をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いします。

○学校教育課長（高木美智子君） お疲れさまです。学校教育課の高木と申します。よろしく願いいたします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 学校教育課学校教育担当の城塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（石川純快君） 学校教育課教育指導担当係長の石川です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくよろしくお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、小中学校修学旅行助成事業についてです。資料は5ページになります。

まず、小中学校修学旅行助成事業の概要でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策を取りながら安全安心な修学旅行を実施するために、小中学校の修学旅行が中止や延期になった場合のキャンセル料など必要となる経費を助成するものです。

今回9月補正予算の計上額でございますが、小学校修学旅行助成事業708万3,000円、中学校修学旅行助成事業1,344万円、合計2,052万3,000円となっております。

積算については、令和3年度の修学旅行に係る経費を基に算出した1人当たりの修学旅行代金に、市内の小学6年生及び中学2年生の人数とキャンセル料30%を掛けた金額となっております。キャンセル料については、前年度までの実績などを勘案して、2日前までに変更等の対応をしなければ子供たちや保護者との調整が難しいため、2日前までのキャンセル料30%を適用しております。

なお、この事業については、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金10分の10を活用するものです。

令和4年度の修学旅行の予定についてですけれども、全ての小中学校でバスの便数を増便するなど、感染対策について検討しながら、令和5年1月までに修学旅行の実施を予定しております。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、実施についての判断は慎重に行っていく予定となっております。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 修学旅行が予定どおり実施されたら、この予算は執行しないことになるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 予定どおり実施されるときに、通常行かれる分と、あと、例えばコロナ対策で、少し広めの部屋であるとか、間隔を取ることにによるバスの追加であるとか、そういうので出る差額が対象になってまいります。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 関連ですけど、バスの便数を増便するというのが今の話の中にあつたんじゃないかなと思います。バスの増便というのはどのぐらい予定してあるんですか。普通に実施されたとしても、今まで……。ああ、そうか、人数によってもいろいろ違うでしょうけども、1台で行けるところを2台に分けるということだろうと思いますけども、具体的にその辺の計画はありますか。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 各学校で現在、具体的な検討までは行っていませんけれども、例えばバス3台に定員ぎりぎりに乗るのではなくて、バスを6台に増やして、間隔を空けて子供たちが座って、安全安心な修学旅行を楽しんでいただくといった形を考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。上村委員。

○委員（上村和男君） 修学旅行にこの2年間ぐらいで行けなかったことがあつたら教えてほしいのと、その及ぼした影響のようなことを教育委員会としてはどんなふうを考えて手だてを打っておられるか、お聞きしたいと思います。要するに、行っていない思い出の一つがないんですね。その代わりに何かを考えられたかどうかですね。ないならいいです。ただ、子供たちはやっぱり心に何かが残っているかもしれませんけど。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和3年度ですと、小学校9校、中学校2校で、主にバスの増便などをしたりして、全部の小中学校で行くことができしております。ただ、令和2年度に関してはコロナの状況が厳しかったので、行けた学校、行けなかった学校がありました。行く予定の学年ではなくて、繰り延べたといいますか、次の学年で行ったりした場合もあります。そういった形で何とか行けるように対策を取った場合もありますし、行けなかったところも令和2年度に関してはあつたと思います。やはり安全を第一にというところで計画されたと思います。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） この予算の中には2日前までのキャンセル料の30%とかも含んでいるということなんですけれども、例えば1回キャンセルをどこかの学校がされたとして、延期といいますか、再度またキャンセルとかって、2回とか回数というのは、どこの学校も1回まで、それとも予算額の範囲内であれば対応していくのかという確認が一つと、今後の対応は感染状況を踏まえてということなんですけれども、これはあくまでも学校判断によるのかということですね。今、学級閉鎖等も出てきておまして、そういった場合の対応とかも何か聞いているのであれば教えていただけたらと思います。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） まず1点目のキャンセルの回数に制限があるのかというお尋ねなんですけれども、予算の範囲内にはなりますけれども、回数の制限は考えておりません。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですかね。ほかに質疑はありませんか。前田委員、続きですか。

○委員（前田倫宏君） もう一回質問したほうがいいですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 修学旅行についての判断ですけれども、学校のほうで、まず、そのときの状況を確認していただいて、検討されて、その後、教育委員会に相談を受けて、最終的に学校での判断となってまいります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかはないですかね。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、校内通信ネットワーク強化についての件を、執行部から御報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、校内通信ネットワーク強化についてで、資料が6ページになります。横になっておりますけど、お開きください。

概要についてです。現状、小中学校の通信環境については、令和2年度に国が示した基準を満たした整備を行い、タブレットを活用した授業を着実に進めております。タブレット活用が加速している中、通信状態が悪くなる場面が出始めており、全国的な課題となっております。

国においてもこの課題を認識し、1人1台端末の本格的な活用が進む中で、十分な通信速度の確保は学校ICT環境の土台であり必要不可欠であるとして、新たな補助金を創設するなどして課題の解消を図っているところです。本市においても、各学校で授業を円滑に進めることができるよう、校内通信ネットワークの強化を図るため、今回補正予算を計上しているものです。

現状、校内の通信環境については、令和2年度に示された国の基準を満たした整備を行っておりますが、この回線では、図の「現状」というところのように、職員室のインターネット回線、電話回線、児童生徒用のインターネット回線の三つの用途を賄っております。今回予定の事業内容は、右側の「事業実施後」というところを見ていただくと、児童生徒の学習活動のための回線を増やし、職員室のインターネットや電話回線と分けることで、安定した運用を図ろうとするものです。今回予定の事業では、具体的にはネットワーク機器の追加や各種設定作業などを行うこととなります。

概算の事業費ですけれども、16校の校内通信ネットワーク強化業務委託が1,892万9,000円で、この3分の1が国庫補助で630万9,000円、一般財源から1,262万円を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 新たに回線を増やして安定化を図るということですが、現在の市内の通信は今どういう状態で、この事業を行うことでどういう改善が見込まれているのかを教えてくださいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 現状なんですけれども、例えば学校の立地している場所や、どのぐらいのタブレットを学校で活用しているかという頻度とか使用の仕方、そういった要素がいろいろと複合して通信状態が悪くなるという現象が起こっております。ですので、学校ごとに状況が異なるんですけれども、7月に各学校のICT教育の現状視察に伺っておりますが、そのときには、校内の4クラスとか5クラスとかでタブレットを開いて授業を行われていました。

この事業を行うことでどのように変わるかですけれども、今回の環境整備を行うことで

どこの学校でも授業に影響がない形でICTを活用できるよう、今回計上させてもらっております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連です。今からされる事業なので、どうなるかは工事しての状況次第かもしれないんですけども、今、各学校で様々ICTを活用して、タブレットを活用して、授業等も数クラスされているということなんですけれども、全学級がそういった通信をした場合にも対応できるものと捉えているのか、あくまでも今回は改善ということなので、今までよりも通信環境がよくなる、なので回線につなぐ部分に関しては、全部の学校を網羅するものではないんですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） どこでもそうだと思います。学校だけではなくて市役所でもそうかもしれませんが、一遍にたくさんの人がアクセスしようとするとながりにくくなります。全校生徒が一斉に同じタイミングで接続をすると影響が出ると考えられますけれども、学校においては、本当にタイミングですけど、一斉にログインをするのではなくて、少しずつタイミングをずらすような工夫をすることで、そういう影響が少なくなるかと考えています。

○委員長（山本加奈子君） よろしいでしょうか。ほかに。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 関連ですけれども、今回のこの事業をされると、市内16校の校内通信ネットワークは、一応、完全に事業としては終わったと理解していいんですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今回の分で、現状、進めているICT活用教育は円滑に行われるものと思っておりますけれども、報道とかもありますように、デジタル教科書など、ICT活用教育の在り方が変わっていく中では、今の環境をまた改善しなければならないときが来ると思っています。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務調査、市立小中学校の教諭等の配置状況について、執行部から報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、資料は7ページとなります。市立小中学校の教諭等の配置状況について御説明いたします。

まず、この表については、6月の常任委員会のときに、後日、支援員を追加して配付させていただきましたけども、その資料の最新版となります。

令和4年8月25日現在で、小中学校合わせて11名の欠員が生じています。欠員の理由としましては、育児休暇や病気休暇などの欠員に対して、代替の教員の配置ができていないというものになります。

欠員が出た場合は、早急に県に対して教員の配置を要請しております。また、市のホームページに講師の募集記事を掲載しているほか、教職経験者や市の会計年度任用職員登録者名簿、そういったものの中から教員免許を持つ人への電話連絡、こういったことを行っています。そのほか、学校関係者や知人を通じて講師をしていただける方を探すなど、市としても努力をしているところです。

説明は以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 質問じゃなくて、お願いなんですけども、次回から、括弧書きで結構ですから学級数の下に支援学級数を入れていただけませんか。支援員の数は入っているので、学級数をお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願ひします。次からですね。

ほかに質疑がある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今年度から新たに教職員になられた方もいらっしゃるかと思えますけれども、離職防止と申しますか、働き方を改善するような取組がもしされているのであれば、市の取組を教えてくださいたいんですけれども。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 働き方と申しますか、若年教員、採用されたばかりの教員に対しては、市の指導主事なども学校を訪問して、指導の状況とかを確認しながらアドバイスをするといったことも丁寧にやって、離職しないように指導、助言を行っております。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 辞めていかれる方もいらっしゃると思いますけれども、その要因だとか改善する余地について、どのように考えておられますか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 筑紫野市ではありませんけれども、県内では、そうやって採用されて辞めていかれる方というのが出ているというふうに聞いております。学校の状況をお話ししますと、頑張っているんだけど、なかなか相談がしづらくてため込んでしまって体調に不具合が出るとか、そういった事例もございますので、学校の中で相談できる体制、あるいは管理職への指導の徹底といたしますか、管理職の若年教員に対する指導については校長会などでもお話をしているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 6月にもこの資料を出していただきまして、6月のときに、講師の方がクラス担任を持っているというお話がありました。今回も74名の講師の方がいらっしゃるんですけども、このうちクラス担任を持ってある方は何名いらっしゃいますか。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 教員数内の講師74人のうちクラス担任が何人かというお尋ねですけれども、合計で41名でございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 半分以上の方が実際にクラス担任をお持ちなんですけれども、一つお尋ねですけれども、普通に採用された正規の教員の方と講師の方で、待遇上、何か違いなんかあるのでしょうか。特に給料面はどんなふうでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） まず講師でございますけれども、講師には2種類ございまして、常勤講師と非常勤講師がございます。常勤講師につきましては、正規職員と同様の勤務時間と勤務内容になっております。正規職員に準じた手当、休暇制度が適用されます。非常勤講師につきましては、担当する授業時間数に応じて勤務時間が決定いたしますので、その勤務時間数に応じた報酬や休暇が決定されるということで、常勤講師については待遇はそれほど変わりませんが、非常勤講師については若干待遇が異なります。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今のでちょっと確認ですけれども、ここに書いてある74名というのは常勤の講師さんで、備考欄に短時間再任用教員というふうに書いてありますが、これが非常勤の講師だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 申し訳ございません、教員数内講師数74名については常勤講師になっております。非常勤講師につきましては、この表に掲載しておりませんが、別に20名程度いらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今回この資料を頂いて、私が一番危惧しているのは小規模校で欠員が生じていることです。今までは欠員があっても大規模校でしたので、ある程度皆さんでカバーができたと思いますが、今回の小規模校の場合は、学級数が8で教員の方が13、1名欠員ですので12名。その中から校長先生、教頭先生を除くと、ほかに余裕は2名ぐらいしかいらっしゃらないんですけども、学校運営で何か支障は出ていませんか。学校運営上のことについてお尋ねをいたします。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 平嶋委員がおっしゃるとおり、山家小学校で1名欠員が出ておりまして、教育委員会のほうから県に要望を行いまして、9月から1名補填がなされております。こちらの表は8月25日現在で作成をさせていただきましたので、今日現在で申し上げますと山家小学校の欠員数はゼロとなっております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほどの私の質問に対しての関連といいますか、あれなんですけれど、市で教職員の方が相談しづらいような体制があるということなんですけれども、市で教職員の方へのアンケートといいますか、そういった調査に今後取り組む予定があるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） ちょっと説明が足りなかったと思います。相談がしづらかったことについては、新しい先生とか講師の先生とか、そういう複数の先生がいらっ

しゃったので、なかなか遠慮してしまって相談しづらかったというところもあったみたいです。現状として管理職の先生とかほかの先生に相談しづらい雰囲気だったとか、そういうことではありません。

調査なんですけれど、市の職員と同じようにメンタルヘルスの関係のアンケートは行っておりまして、その中で、上司や同僚への相談とか支援とか、市のその数値に関しましては、特にほかの平均的な数値と離れておりませんで、良好な関係を保たれているという結果が出ています。仕事の量であるとか、仕事の質であるとか、その辺りがちょっと厳しいところがあるという結果でしたので、そこは教育委員会も校長先生方とも共有しております、職場の改善が図れるように、こちらとしてもできるところから取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。

なければ、私のほうから1点です。ほかの委員さんたちも心配していると思いますが、大きな小学校でも小さな学校でも、先生が足りない分のしわ寄せが残されている学校の先生たちにかかっているんじゃないかと思います。市が県に要望したり、ホームページで募集をしたりされているのは重々分かるんですけれども、ずっとその不足分が残された先生にしわ寄せされると、体力的にも精神的にも大丈夫かなというふうに思う現実もあります。

例えば文科省が、学校の先生が教師でなければできないことに全力投球ができるようにということで、教員業務支援員というのを特に2023年は大幅に増やすようです。こんなに長くなると、先生たちが病気とかになるんじゃないかという心配もございますので、ぜひ、そういう教員の業務を支援する支援員さんとかを、ぜひ御検討いただければと思います。

今、スクールサポートスタッフという消毒をしてくださる人たちがそれぞれの学校にいらっしゃると思いますけれども、それとは別に業務支援員さんを……。国のほうも人件費の3分の1ぐらいを負担するという内容もございますので、その辺はいかがでしょうか。要望なので何ともなんですけれども、教師の負担軽減をぜひ検討いただければと思います。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 現場の教員の方の負担がなるべく軽減できるように検討していきたいと思っております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

では続きまして、所管事務調査、市立小中学校の I C T 教育の取組の現状について御報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 資料は 8 ページからになります。

市立小中学校の I C T 教育の取組状況について説明いたします。

まず、常任委員会の所管事務報告調査要求書にございました内容から説明したいと思います。

まず I C T 支援員の体制ですけれども、I C T 担当指導主事は現在 1 名での体制が続いております。継続して担える人材を探しているところではありますが、条件を教員の経験がある者としていることから、該当するような人材がいた場合には、先ほどの欠員の状況もありますので、教員としての任用を進めているところです。

現在、1 名の I C T 担当指導主事が、タブレット端末のセットアップや個人アカウントの管理などの業務を行っております。これらの業務に加えて、本市においては I C T 支援員としてではなく I C T 担当指導主事として任用しておりますので、I C T の活用を具体的に推進していくための実施計画の策定や、各学校の校務分掌や研修計画への助言等、実効性のある業務も行っております。教員の配置が最優先にはなりますが、今後は、児童生徒の学力向上等に効果的につながる I C T の活用を深めていく必要があるため、もう 1 名の I C T 担当指導主事が任用できるように尽力していきたいと思っております。

それでは次に、各学校における I C T を活用した学習状況の一例を御紹介いたします。資料の 8 ページからになります。

まず、8 ページの上段の写真ですが、これは外国語活動の授業の様子です。画像を活用して、自分が好きな国を英語で紹介する授業です。左はそれぞれが自分のタブレットを活用して 4 枚ほどの紹介カードを作成している様子です。完成したカードを先生に送信して、大型モニターを利用して発表しています。

続いて下段の写真ですけれども、左が国語の授業で授業支援ソフトを利用している様子です。本を読んで思ったことを入力したカードを、内容によって四つに分類しています。右側の写真は社会の授業の様子です。あるグラフを見て考えたことをカードに入力し、先生に送信します。受け取った先生が、内容によって三つに分類をしています。

次は、9 ページの上段です。左側の写真です。社会の授業の様子です。自分たちで作成

したプレゼン資料を基に、班ごとに発表しています。右側の写真も社会の授業ですが、この場合は、実施したテストを返却した後に、先生が正答例を生徒のタブレットに送信しています。正答例を基に自分が間違った問題の振り返りをさせていました。

最後に下段の写真です。学級活動でタブレットを活用して、学校生活アンケートに回答している様子です。生徒がタッチパネルで簡単に回答できることに加え、回答したデータは全て担当する一人の教員に届くため、集約等の作業も簡単に行え、働き方改革にもつながっています。

全ての学校で工夫しながらタブレットを活用しておりますが、活用する場面によってはICTを活用することが目的になっている使い方があることが、今後改善していくべき課題と捉えています。

なお、適応指導教室つくし学級においても、児童生徒用タブレットが利用できるような環境を整えております。しかしながら現在、つくし学級を利用する児童生徒には、指導員との個別学習や、全員で行うレクリエーション、軽運動などによる上手にほかの人と交流する力を身につけることが必要になります。そのため現時点では、対面による活動を継続してまいりたいと考えています。

次に、オンラインでの学習については、昨年度の新型コロナウイルス感染症の第6波のときに一部の学校が実施いたしました。

10ページの上段を御覧ください。中学校で実施したオンラインでの授業の様子です。同一学年で同じ教科の授業を実施しました。左側の写真はオンライン中の教員の様子です。授業を行わない教員は、複数体制で画面に映し出される生徒の表情を確認しています。右側の写真は、オンラインで共有している画面になります。

10ページ下段の写真は、小学校で実施したオンライン学習の様子です。みんなでデジタルドリルに取り組み、最後に終わりの会を行っていました。教室に残っている児童は、放課後児童クラブに通っている児童たちになります。この取組については、実施校のみの取組にならないように、校長会において実施校から他校へ紹介してもらい、情報共有を行っております。

今後の取組については、今年度については11ページの実施計画に基づき進めております。年度末には今年度の取組を振り返り、成果と課題を明らかにし、次年度の実施計画を作成する予定です。

ICT教育については以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） ICT教育を否定するわけではないんですが、これが持っているよさと、マイナスといいますかね、対面でないとできないことをきちんと分けていくか、あるいは研修の中でしていかないと、ICT教育で何でもできますよという話になると、学校における集団でじゃなくて、それぞれでやればよいという話になりかねないので。本来持っている学校教育の必要性があると私は思っていて、これは否定するわけではなくて、いろんな意味でこれを生かすことができるという意味でのICT教育の推進と。だから、いい面は伸ばすけど、そこから生まれる課題のようなことの整理をぜひしていただいて推進していただかないと。

見よう見まねというのがありますね。人がやっているのでも自分もやるということの中で身につけていく学習も、学校の集団の中ではできるというふうに思います。それから、人を思いやる気持ちなどというのは、ICTだけでは十分でないかもしれません。

そんなことを思っていますので、その点についても、どういうふうに教育委員会が考えているのか。今の時点で、いいことはいいことなんですけど、少し心配していることもあるならあるというふうにきちんと整理をしていただかないといけないと思いますので、お願いします。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今行っているタブレットの活用というのは、これから生き抜いていくために必要なことではあるんですけども、学習の道具の一つ、ノートとかそういったものと同じように捉えていただいてもいいかと思います。本来、教科書に書かれているもの、教科書を使って勉強すること、それから周りの人と話し合ったりとか、そういった協働的な学びといったところが重要になってくると思いますので、タブレットを使いながら、従来行ってきた教育活動というのを踏まえて、これからも続けていく必要があると考えています。

それと、人を思いやる気持ちということもありますが、情報モラル教育というのを併せて行って、情報社会における犯罪に巻き込まれたりしないようにすることが並行して必要だと思いますので、そういう位置づけで取組を進めているところです。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） ICT支援員の配置状況なんですけれども、6月に引き続いて欠員状態だということで、今後も配置に向けて取り組んでいくということなんですけれども、指導主事という条件から、教職員免許の保有者かつICTにたけている方の採用を検討されているんですが、1名はその条件で配置されていて、先ほどの調査でも教職員が足りていないという状況を勘案して、例えばICTにたけているというところでは、国家資格である情報処理技術者といった資格を持っておられる方というふうに緩和して、早急にたけているという部分に特化して採用してもいいんじゃないかと思えますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、前田委員がおっしゃるようなことも方法の一つであるとは思いますが、教育委員会としてはICT活用教育をどのように学校で進めていくかというところにこだわっておりまして、各学校の校務分掌であるとか指導計画などにきちんとICT教育を位置づけていくことが重要だと考えています。そのために、やはり条件として、教員の経験がある方、今は指導主事として来ていただいている方が入って進めていることで、学校での活用、きちんと学校の教育の中に位置づけて進めていけるというふうに感じておりますので、やはり教職の経験がある方をお願いしたいと思っています。

そして、いろいろ各学校で技術的に困ったりしたことは、教育委員会の職員が出向いて対応しておりますし、また、各学校にICTの担当者がおりますけど、そういう方たちに中学校ブロックとかで集まっていたきながら、いろいろ情報を共有していただくことで、先生たちのスキルアップもそこでできているのかなど。困ったときにどうするかというところの共通認識といいますか、広げていくこともできていると思いますので、指導主事の採用についてはこれからも努力していきたいと思っております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 市の方針は重々理解しているところです。ただし、もう半期が終わったのにまだこういう状況であることを考えたときに、予算上2名配置ということのを了承して私たちは採決していますので、1名を早急に執行していただきたいという思いもあって提案をさせていただきました。1名はもう配置しておりますので、そのサポートといえますか、それでの配置というのはやっぱり必要だと思うので、様々な方向性も含めて検

討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 私のほうから説明させていただきます。今、高木課長が説明しましたとおり、条件を教員の経験がある方ということにして募集をかけております。今現在は1人任用しておりますが、それですごく効果が上がっていると、今、教育委員会は判断しておりまして、これを重点的に進めていこうという視点で考えております。

そういったところで、現時点では今の条件を付した中で、一生懸命に人材を探しながらやっていきたいと。その中でどうしても見つからないような状況でしたら、また考えていかなければいけないと思いますが、現時点ではそういったところで御理解いただきたいと。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今もコロナ禍で学級閉鎖等、また、さきの6月の所管事務調査でも不登校が増加傾向であるというところを見て、やむを得ず登校できない児童生徒に対してICTを活用した自宅での取組というのはどのような状況なのか教えていただけたらと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） オンライン授業のことも含めてということですか。オンライン授業の方向性とか。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 補足で、具体的に言うと、オンライン学習の実施については先ほども説明がありましたけれども、例えば学級閉鎖等で生かしているのかということと、やむを得ず不登校になられた方に対しても、そういったオンライン学習等ができていくのかということも含めて。また、タブレットを持ち帰ったりもしているのであれば、持ち帰った上でどのような活用をされているのかを含めて教えていただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） タブレットは持ち帰りのルールをそれぞれの学校で決めていただいて、持ち帰りができるようなことで進めています。タブレットドリルとか、そういったものをおうちでやったりとか、そういったところは進めている学校もあります。

学級閉鎖のときのオンライン授業とかも方法としてはありますが、オンライン授業については授業時数に含めないということを文科省が言っているのです、簡単にオンラインにす

るのもちょっとどうなのかなというところがあります。ただ、オンライン授業を実施しないとやっていけないような長期の休業等が発生することも考えられますので、先行して実施した学校の取組などを校長会で共有して、そういう方法も取っていけるような体制はつくっていると思います。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員、大丈夫でしょうか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） オンライン授業は学習課程の時間数に換算しないということは分かったんですけども、それでも学級閉鎖という現状を見たときに、児童生徒の様子といいますか、大丈夫なのかなとちょっと心配するところで、自宅での待機となれば、自宅においても結局、学習課程の時間には換算されないと思います。それだったら、オンラインでも参加できるような形にすれば、それはそれでいいのかと思ったりもするんですけど、今の状況ってどんななんですかね。各学校で学級閉鎖が出ていますけれども、その対応というのはどのようになっていますか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 学級閉鎖のときは、各学校で課題を生徒に渡して、いとまがあれば渡して帰す、それとかメール配信もありますので、「漢字ドリルの何ページをしてください」といった形で課題を与える、そういったことはしています。また、例えば濃厚接触で来れない子供のところには、先生がポストに課題を配付したりといったことはやっています。また、さっき不登校の場合ということがありましたけど、保護者の了承とかその子の状態に応じてオンライン授業をやっているところもあります。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。

すみません、では、最後に私が1件お尋ねしたいんですが、児童生徒にタブレットを9,100台準備したときに、筑紫野市の学校の先生の分が入っていないくて、それにはパソコンを準備したばかりだったという背景があるというのは重々承知していますが、例えば生徒と同じタブレットがないことで授業がやりにくいといった声が、例えば先生のほうから教育委員会に届いたりしてはいないでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 同じものを使ってできればという声を聞いたことはありますが、タブレットと先生方のノートパソコンは何が違うかということ、画面操作ぐらいかと思います。ノートパソコン自体の性能自体はタブレットよりも格段にいいので、そういったところで不具合はないというふうに思います。活用いただけるんじゃないかと考え

ています。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

では、ほかに質疑はないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。開始を2時20分といたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時17分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

幼児・児童生徒の性教育の現状について、執行部から報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 資料の25ページをお開きください。幼児・児童生徒の性教育の現状について御説明いたします。

まず、学校における性に関する指導は、以前から学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通じて指導が実施されております。

まず1番は、所管事務調査要求書にありました、「生命（いのち）の安全教育」に関わる国の動きを簡単にまとめたものになります。

令和2年の6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、教育・啓発の強化に取り組むとして、文部科学省においては「生命（いのち）の安全教育」の指導の手引等を作成されています。また、令和4年6月には、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」が策定され、重点的な取組の一つに、「生命（いのち）の安全教育」の推進が挙げられています。同じく6月の「AV出演被害防止・救済法」の施行を受け、令和5年度の全国展開に向けた取組を一層推進するとされています。

2番目の本市の取組についてですけれども、市内の全小中学校でプライベートゾーンを上げた学習を行っています。性に関する学習は、小中学校各学年の保健体育や学級活

動などで取り上げられており、子供たちが正しい知識を得られるように、また不安を与えないように留意の上、指導されています。表に市内小中学校での取組の一部を例として記載しておりますので、お読みいただければと思います。

また、26ページから33ページについては、福岡県のホームページに掲載されております性暴力対策啓発冊子「じぶんだけのだいじなところ」、これは小学校低学年向けです、これを載せています。開いていただいて28ページに、「じぶんだけのだいじなところとは、たいそうふくでかくれるところ」とあります。福岡県の啓発冊子は、このようにプライベートゾーンを表現されています。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

では、私から一ついいですか。今こうやって、かわいい福岡県のこういうイラストがついたものをいただいているんですけど、例えばこういうものを使って実際の授業も行ってというふうに理解してよろしいのでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） これは県の冊子になるんですけども、これを実際に使ったかどうかというところまではちょっと把握できておりません。

○委員長（山本加奈子君） もう一ついいですか。例えば、「生命（いのち）の安全教育」というのが文科省のホームページに載っていて、委員の皆さんに事前に見ていただいていますけれども、そこに動画があったりとか、PDFのファイルが載っていたりとかしています。それを使っているかどうか分からないということですか。何かしら学校ごとに作っているということになるのでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） こちらの問題提起といいますか、議題については、6月のときにちょっと話を聞いていたので、7月、8月の学校が夏休みの間に、先生方に「どういった形で性教育を行ってありますか」というのを聞いたもののまとめになります。なので、今回の手引をどんなふうに活用したかということもあったんですけども、そこまで踏み込んでお尋ねできていません。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。各学校で……。

○学校教育課長（高木美智子君） 取り上げられている内容は、手引に書かれているよう

な内容を網羅されているというふうには見ております。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） そもそも論なんですけど、まず、こういうことで何か学校内でそういう問題みたいなのがあったんですかね。そういう事例みたいなのが。そういう事例とか、過去にあるんですか。

それが一つと、あと、やっぱり小学1年生ということで、家庭内の親とかの、何て言ったらいいかな、教育もあるべきと思いますけど。味方になってくれる大人に話していいというけど、漠然とした話で、そこら辺のきちんとした……。ある程度の教育ということで小学校でも教えるんだろうけど、親との連携といった認識的なものというのは、やっぱりお互い持っとかないかんのやないかと思えますけど。そういった親との連携というか、それに対するあれはどげなふうを考えているというか、やっているんですかね。

○委員長（山本加奈子君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時29分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、本市の取組例を御説明します。これには学校名とかはあえて書いていませんけれども、学校でこういったことがあったというのを報告します。

小学校1年生の学級活動で、内容としては、プライベートゾーン、体操服で隠すところと顔は見せない・見られない・触らない・触らせない、養護教諭と担任でこういった指導をされています。

小学校2年生の体育の授業。水遊びの学習の際、プライベートゾーンについて大切なところと指導をしています。

小学校の5年生・6年生、保健の授業。性暴力アドバイザーによる指導を行っている。下着で隠れている場所は誰にも見せたり触らせたりしてはいけないこと、コミュニケーションスキルとして「嫌」と言えるようになること、信頼できる大人に相談する権利がある

ことを知る。

中学生の体育の授業では、水着の更衣の注意事項として、同性であってもプライベートゾーンを見せないように着替えることを指導している。

一例としてですけれども、こういった教育が行われております。学校での学習の中でこういったことを学ぶことで、子供たちが身を守り、性暴力の被害者・加害者にならないように進めております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

では、ほかに質疑がないようでしたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

続きまして、所管事務調査、公立中学校（5校）の校則について、執行部から報告をお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） 公立中学校（5校）の校則について、資料の13ページに沿って説明いたします。

まず、校則については、文部科学省が「生徒指導提要」という生徒指導に関する学校教職員向けの基本書をまとめておりますが、この中に校則についての考え方が記載されております。今月、この「生徒指導提要」の改定版が公開される予定となっておりますが、その元になっている8月26日段階の案から抜粋してまとめております。「校則……児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもの。児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの」、このような内容になっています。

2番目です。市内中学校の校則見直しについてですが、令和3年度に4校が見直しを行っており、今年度は1校が見直しを行う予定です。

(1) 改定の手順例についてです。校則の見直しは各学校で行われますが、その手順について例を挙げて御説明します。おおむねこのようなやり方で各学校とも見直しを行っているとのこと。校則は、校則検討委員会を案の取りまとめ機関として設置しています。検討委員会の内訳は、生徒会執行部、PTA、教職員となっております。

下のフロー図が大まかな流れとなっています。まず、一斉アンケートを生徒、保護者、教職員から集めます。次に、アンケートを集約し、生徒、保護者、教職員、それぞれの組織で協議を行います。協議した内容をその代表である校則検討委員会で検討し、合意形成

を図ります。その後、職員会議や学校運営協議会の承認を経て、校長による最終決定となります。決定した内容は、生徒会執行部会を経て全校生徒に周知していくという流れになります。

(2)の見直しの内容に主な内容をまとめております。項目、頭髪の長さ、髪型。改正内容は、学習や運動の妨げにならない髪型にする。眉。眉間はつながらないように整えても構わない。制服の着用等に関して。衣替えの期間を設けない、女子のスラックス選択を可とする。こういったものが見直しの中で取り上げられています。改正に当たっては、人権に配慮し、社会通念上、合理的な説明ができる内容であるか、十分考慮されているものであるかを確認しています。

各中学校の校則については、生徒手帳のコピーなどを14ページから24ページに掲載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 別途資料の校則を全て確認させていただきましたけれども、各学校における名札の取扱いというのはどのようになっていますか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 中学生の名札は刺しゅうされています。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 刺しゅうされているということは、取り外すことができない状況であるのかと思います。

6月に防犯セミナーというものを受講しまして、市の職員も出席されていたかと思えます。その中で問題になったのが、制服等に名札等があったことでインターネットに投稿されたりとか、また、付きまとい、写真を撮る事案が市内で発生しているのではなかろうかと思えます。そうした中で、制服に刺しゅうがあることは、今後、犯罪に巻き込まれる可能性があったり、また、プライバシーの保護の観点でもそぐわないと思えますので、統一事項として予防策等を検討するべきかと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今委員がおっしゃったように確かに犯罪等の心配な面

もありますが、逆に防犯といいますか、どこの誰かというのが分かるという大事なところでもあったりします。自分はどこの中学校の誰なんだというのを身につけて歩いているわけですから、軽々しいことができないという教育的な面もあります。メリット・デメリットの両方があると思うので、その辺りの両方を各学校で考えていかないといけないかなとは思いますが、現在のところはどこの学校も刺しゅうで名前をつけておられます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 身元が分かるようにということで刺しゅうを継続されているという話であったかと思いますが、身元が分かるというところで、例えば、携帯している生徒手帳に記載されているところもあって、そこに名前を記すとか様々な改善できる点があるかと思えます。

やっぱり事故が起こってからでは遅いと思っていまして、そういったところを見直していくというですね。おっしゃっている意味は重々理解しているつもりなんですけれども、今の御時世にそぐわない点も出てきているのかなと。市内の事案を含めて、写真を撮られるような事案とかあれば、今後もそういったことが懸念されるので、そういったところも含めて、再度検討といいますか、一度そういった場を設けてもいいのかと思えますけれども、どうでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 制服の在り方なので学校で決めていただくこととなりますけれども、例えば出したり入れたりできる名札という方法もあると思います。学校のほうにも、今委員がおっしゃった心配な面も併せて考慮して相談していきたいと思えます。

○委員長（山本加奈子君） 今の前田委員の言われていたのが、6月30日に筑紫野市の危機管理課が主催された安全安心のまちづくり推進大会で、講師の坂本さんという方が、狙われない子供をつくるためには、名札や持っているものから子供の個人情報を流出させないという話をされたんですね。筑紫野市の危機管理課が主催しているものだったので、筑紫野市の中学校は名前がずっと見えている状態であるのを心配されての御意見だと思いますので、今おっしゃったことをぜひ検討していただければというふうに思いました。

ほかに質問がある方はありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。

では、所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午後 2 時44分

再開 午後 2 時45分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、保育所等給食支援費補助事業について執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。健康福祉部の森でございます。これより健康福祉部の所管事務報告 3 件、所管事務調査 1 件を御審議いただく予定となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

保育児童課より説明をさせていただきます。職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育児童課長の嘉村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保育児童担当係長（末吉裕美子君） 保育児童課係長の末吉です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願ひします。

では、お願いいたします。嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） それでは、資料につきましては、健康福祉部の資料の14ページでございます。

保育所等給食支援費補助事業について御説明いたします。こちらにつきましては、本議会において補正予算として計上しておりますので、事業の概要について説明するものです。

まず、この事業の目的としましては、物価高騰対策として、保育所等の給食に係る材料費高騰分を助成することにより、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施するためでございます。

対象施設ですけれども、市内私立保育所10園、認定こども園 1 園を対象としております。

対象経費は、物価高騰により増加している給食材料費でございます。

補助額につきましては、令和 4 年度の給食材料費と令和 3 年度の給食材料費の差額を予

定しております。福岡県が示す基準額を上限とさせていただき予定でございます。

対象期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを予定しております。こちらについても、福岡県の要件に合わせる予定でございます。

補正予算額は、歳出予算額が1,764万円、歳入につきましては、福岡県保育所等給食支援費補助金が2分の1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2分の1を活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） この資料を今見せていただいて、「あれ？」と思ったんですが、対象期間が令和4年4月1日から令和5年の3月31日までで、3年度と4年度の差額をということですので、これの執行なんですけども、1年間をまとめて執行されるのか、どうかかなというのを確認させてください。なぜかという、4月から今まで半年間過ぎとうでしょう。その分とかはどうなるのかなとちょっと思ったもんだから、その辺の執行の方法についてお願いします。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在の予定でございますけれども、1年間分の差額を出していただいて補助をする予定です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。上村委員。

○委員（上村和男君） 来年の3月31日で終わりでしょう、この制度は。そうすると、物価高というのはまだ続くかもしれないので、それはどんなふう……。もう市の単独でやりなさいということですか。何も書いてきていないと思うんだけど、国や県が来年も2分の1ずつ出してくれれば、この制度を維持して、もう少し増額してくださいという話でもいいんだけど、これからずっとこういう状況が続く可能性があって、学校給食もそういうふうに来ていますので、先々どうするのかなという問題があるので。

これは大事な、いいことだとは思いますが、次をどうするのかというのを考えておかないと。市単独でやるのか。各市町村、やっぱりそういうところに来ていると思いますよ。単独でやるんですかというね、国が出さなくて、自分たちでこのまま維持しようとするればそうなりますので。そういう難しいところに来ている気がしているので、何か説明してく

れば。

「私たちも悩んでいます」ぐらい言って終わりでもいいです。しょうがないですよ、何か考えとかないうちで言いたいところだけでも。出すほうも考えて出してくれと……。来年もきっと出ますよぐらい言うてきてますか。これから幾つか、中学生以下に5万円とか何かというのは出しているみたいですね。そういう世帯にね。住民税非課税世帯に10万ですか。5万。（「5万です」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本加奈子君） すみません、じゃ、今の質問に対する……。休憩しますか。大丈夫ですか。では、森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 上村委員が心配されるのはごもっともなところがあると思っております。現時点で将来的なことをお答えするのは難しいかと思っておりますが、国や県の動向を見ながら検討する形になるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 令和3年度分と今年度分の差額を助成する事業だと思いますけれども、現在、約半年経過して、大体どれぐらい高騰しているのかということがまず1点と、既に4月から8月末まで経過している状況なんですけれども、その高騰した部分の給食費というのは保護者が負担していたんじゃないかなと思う。その中で、遡ってその分も助成するという事業に対して、経過した部分の金額というのはどのような扱いになるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 4月から現在までどのぐらい上がっているかということについては、各園にお話を聞いているところです。国などで示されている10%というのがありますけれども、園の努力でそこまでは上がっていませんが、一定上がっている状況があるというふうに聞いております。ただ、こちらについては、現在のところ保護者負担を増やすなどはしておりませんので、今は園の努力で賄っていただいているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。

ちょっと私から一つ聞きたいんですけど、さっきの平嶋委員の質問に対して、ちょっと分かりにくかったんですけど、言われた園は、1年分を今計算して出すということなんです。それとも今出すんじゃないかと……。どのタイミングで園が請求するのか、その辺の

流れがイメージできなかつたので、すみません、お願いします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在の予定ではありますけれども、年度末に請求していただく予定にしております。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 昨日の総務市民委員会の中でも質疑があったんですけども、市内の届出保育施設と私立の幼稚園に対しては、県が同様の事業を実施するというのでした。一応、市内に事業所がありますので、その中でいろいろお尋ねがあらうかと思ってちょっとお尋ねしますけれども、同様の期間、同様に県が実施するというのは、同じ時期、県の補正予算等に絡めてくると思います。今、動きをもし把握してあれば、少し教えていただけたらと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 福岡県が届出保育施設や私立幼稚園にも補助をされるということは聞いておりますけれども、いつの時点で各施設にそういった補助事業をなされるのかというところまでは、申し訳ありません、まだ把握しておりませんので、私たちのほうもしっかりそういったことを把握しながら、こちらの事業を進めていきたいと思っております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

では続きまして、所管事務調査、市有地（二日市保育所隣接地）の活用について、執行部から報告をお願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 市有地（二日市保育所隣接地）の活用についてでございます。

資料につきましては、健康福祉部資料の15ページに位置図をつけさせていただいています。

市有地の場所についてですけれども、住所は二日市西二丁目769の6で、この地図の中

央の赤く示しているところになります。この市有地（二日市保育所隣接地）につきましては、二日市保育所駐車場用地及び雨水幹線整備のために購入しました。これについては、この雨水幹線の工事が終了した後に活用していきたいと考えておりまして、現在、その雨水幹線の工事の進捗状況を担当課と共有しながら状況を見ておるところでございます。保育所では子供の安全を第一に考えておりますので、工事終了後に市有地の状況をしっかりと確認しながら活用につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 資料の確認ですけど、まず住所について、後で地番までもう一回お願いします。それから地目ですね。購入された土地の地目が何だったのかということ。それから購入された面積、購入金額、それと購入年月をお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず地番でございますけれども、二日市西二丁目769の6です。駐車場用地として購入した面積でございますけれども、294.72平米になっております。購入金額につきましては2,481万5,424円でございます。

大変申し訳ありません、今、資料を持ってきていなくて、地目はお答えできません。

○委員長（山本加奈子君） 後で可能ですか。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい。

○委員長（山本加奈子君） では、後でまたお願いいたします。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 購入月日はお答えになりましたか。

○委員長（山本加奈子君） はい。

○委員（平嶋正一君） ごめんなさい、聞いていなくて。もう一度お願いします。

○委員長（山本加奈子君） すみません、もう一度お願いいたします。嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 購入金額につきましては、2,481万5,424円でございます。

（「いや、購入月日」と呼ぶ者あり）すみません、ちょっと資料を確認しますので。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時02分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 登記が完了した年月日は平成30年3月2日となっております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今日一つ新しいことが分かって、購入の目的が保育所の駐車場用地と雨水幹線の工事用地ということ初めて聞いたんですけども、そうすると、これの購入予算というのは、費目が二つに分かれとるとか、そういうことでしょうか。全部を民生費でお買いになったのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 全てを保育所予算で購入したわけではなくて、雨水幹線の整備のための用地については、上下水道、現在でいうと工務課の予算で購入をされています。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） その点も初めて聞いたような気もするんですけども。私の手元に、平成29年6月の文教の委員会のときに、この保育所用地の購入について説明があって、送迎のための用地を確保する必要があると。そして面積、それから予算の報告を受けました。ここの横に雨水幹線が出て、その雨水幹線の工事を待ってあるというのは聞いたんですけども、そのための用地としてこれを購入されているというのは、そのとおりでよろしいんですね。そうすると、二つの予算がそこに入っていると。早く言えば2者で管理していることになるんですけども、そういうことですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） そうですね。雨水幹線の用地と保育所駐車場用地と、二つの目的で購入して管理をしております。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） それで、これを購入されたときにもいろいろ議論があったんですけども、二日市保育所の送迎用の入り口が2か所になるというデメリットとか、それか

ら現在使われている送迎用の用地のほうが広いんじゃないかとか、いろんな議論が当時行わたんじゃないかと思います。まあ、それはよろしいんですけども、そういう目的で購入された土地が、工事がまだ完了していないということで4年間そのままの状態になっていて、早く工事をしてくれという下水道課のほうとの交渉はされたんですか。それはどうなっているんですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 上下水道工務課と連携しながら、この工事がいつ頃できるのかというのは随時確認しております。今お聞きしているところでは、優先して整備を進めている箇所があるので、まだこちらの箇所の工事まで至っていないようです。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 用地を購入したということであれば、下水のほうはその部分だけでも早期に工事を進めることができると思うので、早く工事をするように今後交渉していただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 分かりました。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。上村委員。

○委員（上村和男君） この用地の所有は上下水道ですか、それとも筑紫野市が持っているんですか。一応、違うところですからね。上下水道部が持っているとしたら、そういう用地として使うというので、何も保育所の駐車場にどうのこうのという話が……。連携してという話があったとしても、向こうは企業会計ですから、「自分たちの工事が終わったら市役所は買ってくれますか」という話になるかもしれませんけどね。

あそこの上下水道部はここに家賃を払って入っているでしょう。だから別なので、どっちが持っている土地なのかだけははっきりさせておかないと。ここでいのように議論していると、建設経済から文句が来ますよ。「そんなことまでは所管じゃないでしょう」というね。どこかだけはちゃんと確認しておいてください。市が持っているんだらうとは思いますが。きっと水道部じゃないですよ。

○委員長（山本加奈子君） ちょっと休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時12分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、上村委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 先ほどの御質問につきましては、調べまして報告をさせていただきますと思います。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いいたします。

では、所管の入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3 時12分

再開 午後 3 時20分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び自宅待機者への食料・生活物資支援について、執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして保護課の職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○委員長（山本加奈子君） お願いします。

○保護課長（中島友子君） 保護課長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護1担当係長（菅本貴之君） 保護課保護1担当係長をしております菅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護2担当係長（藤本光信君） こんにちは。保護2担当係長をしております藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いします。

では、説明をお願いいたします。中島課長。

○保護課長（中島友子君） それでは、御説明させていただきます。資料につきましては、文教福祉の12ページになっておりますので、お開きをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び自宅待機者への食料・生活物資支援について報告をさ

させていただきます。前回の6月議会の常任委員会のほうで、この事業の概要については御説明をさせていただきましたので、今回は支援状況の推移について、このグラフで御説明させていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策の市独自事業の一つとして、令和3年6月に補正予算を計上し、事業を開始していますので、それからの推移になっております。今年度の7月、右側のほうのグラフを見ていただきたいと思います。第7波の影響を受け、食料支援を受ける方が増え、令和4年7月の支援者数は268世帯、令和4年8月は支援をした中では最も多く、432世帯へ支援を行っています。9月議会ではこの支援を必要とする世帯が増えたため、補正増の1,000万円を提案しているものです。

この内容は、提案補足説明書32ページに掲載しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） この支援制度は非常に重要な役割を担っているというふうに思っているんですけども、私の知人等を含めて、この支援制度を知らなかった方が多数いらっしゃいます。周知広報が、感染者数がこのように増えている中で、まだまだ足りない部分があるかと思えます。

この取組が始まる時に県から周知をしていただくということも聞いていたんですけども、その話を聞いていないという状況もございます。再度ですね、県との連携と、先日の総務市民委員会でしたかね、病院のほうでも周知をしているとも聞いてはいるんですけども、再度、感染者の方とやり取りするのは県の方で、対応は厳しいものだと思いますけれども、その点、市はどのように把握していて、どのように今後取り組まれていくかをお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 前田委員が言われているのは、前の6月議会でもそのことを言われておまして、周知のことについては、先ほど前田委員が言われましたように、まず、感染された方は病院に行かれるのではないかとということで、特にホームページとかを見られない高齢者の方への周知ができていないのではないかと思いましたので、市内の病院にチラシを置かせていただいて、再度周知をさせていただいたところです。

あと、高齢者を見守りされる民生委員さんとかもいらっしゃいますので、民生委員さんの集まりとかでもチラシをお配りして再度周知をするなど、ホームページについてもすぐ見やすい場所に置かせていただきました。結構、電話された方については「ホームページを見て連絡しました」と言われた方も多かったので、若い世代の方は結構、ホームページで見られたのではないかというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 6月のときよりも第7波の影響もあって感染者数は増えていますが、そのときからこの事業の体制も変わってきているんじゃないかと思ったり、あとは、件数が増えることによる職員の負担も考えられるところです。その中で事業者との連携を考えてもいいんじゃないかと思います。一括して市で受注して、それで買いに行く量を減らしたりという取組も必要じゃないかと思ったりもするんですけど、今の状況をお聞かせください。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） やはり7月の下旬から急激に支援を必要とする方が多くなりましたので、以前は保護課で対応させていただいていたんですが、健康福祉部内のほかの課にも支援を要請させていただいて、部内の協力を得ながら配送させていただいているところです。食料の物資の調達につきましても、安価で配達できるものについては市内の業者から配達していただいていたところがございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。上村委員。

○委員（上村和男君） 調達した物資を業者が配達しているわけじゃないでしょう。ここへ持ってきてもらって、こっちの支援部隊等を含めて、それを分けて配達しているんですね。そこを確かめとかんと。業者が配達するということと連携するということは別ですから。個人情報が含まれていますので、プライバシーのこともきちんと考えて対応していますというふうに言わないと。何でもかんでもやっていますという話じゃないはずですからね。そのために市役所の職員は苦勞していると思いますので。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） ちょっと説明が足りなくてですね。市役所に業者の方に持つ

ていただいて、市のほうでパッケージを組んで、健康福祉部内で協力体制を組んで、市の職員で配送させていただいているところです。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ちょっと確認なんですけど、前にこの事業が始まったときには、職員の方が商業施設でリストを持って購入されて配達していたというのが残ってしまっていて、それは変わったということですか。今回、感染者数も増えて体制が変わって、ある程度は一括して発注して、庁舎に届けてもらって、そこから届けていくと。業務上、改善といたしますか、効率的に変わったというふうに認識してもよろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） まだ安価で買えないものについては市内の量販店で買っているものもございますが、市内の業者と金額の調整をした上で、安価で買えるものについては市内の業者から市役所に運んでいただく体制を取っております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

では、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

—————・—————・—————
休憩 午後 3 時30分

再開 午後 3 時31分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後になります。所管事務報告に入ります。障害者支援の福祉活動追加支援事業について、出席職員の紹介をしていただいた上で、執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。職員が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 生活福祉課長の坂田です。よろしくお願いいたします。

○地域福祉担当係長（小山誠二君） 生活福祉課地域福祉担当係長の小山です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

では、説明をお願いします。坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 障害者支援の福祉活動追加支援事業につきまして、御説明をさせていただきます。

説明資料の13ページをお開きください。

まず、事業概要でございます。従来より活動拠点の賃借料を実費負担している市内の障害者支援を行う団体に対しまして、活動支援のため、「筑紫野市障害者支援の福祉活動支援事業実施要綱」に基づき、賃借料の半額相当分を助成しているところでございます。今回、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による収益活動の減、感染症対策負担の増等の状況に鑑み、昨年度に引き続き、残りの賃借料負担分について追加助成することにより、活動継続の支援を行うものとなっております。

次に、対象となる団体につきましては、昨年度と同様の3団体となっております。まず、筑紫野市「障害」児・者問題を考える会。コロナ禍により収益事業や年間イベントが減少し、収支状況の悪化が続いております。

次に、音楽ランド。対外的な演奏活動の自粛、主な収入源であるレッスン指導も縮小状態となっております。

最後に、福祉グループどろっぷす。大規模イベント等への参加のめどが立っておらず、手作り品の僅かな物品販売のみの活動となっております。

市内で活動する障害者支援団体はほかにも存在しておりまして、市社会福祉協議会が所管しております福祉ボランティア連絡協議会に加盟している7団体が該当しますが、これらの団体につきましては、活動拠点としてカミーリヤもしくは二日市コミュニティセンター内のボランティアルームの無償貸与を受けておりまして賃借料の実費負担は発生しておりませんので、今回の対象団体からは除外させていただいております。

最後に、9月補正予算の金額でございます。それぞれの団体の賃借料年額の半額相当額を助成するものであり、3団体合計で62万6,280円となっております。なお、これに見合いの財源としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ちょっと、今の説明を聞いて確認なんですけど、追加で支援するという事は、この3団体は家賃の10割を市が負担するということになるんですね、これによって。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 御質問の件でございますが、一番上に書いております実施要綱に基づきまして、例年は半額相当分を助成させていただいております。今回につきましては、コロナウイルスの影響ということで最終的に全額を助成させていただく形になります。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認なんですけれども、賃借料のところ、まず一つ目の筑紫野市「障害」児・者問題を考える会は年額96万円ですかね。音楽ランドさんは11万5,560円。これを単純に12で割ると、1万円ちょっとぐらいの賃借料で利用されているんですかね。すみません、気になりました。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今回のこの支援事業の手続の中で、賃貸借契約の契約書を毎回提出させていただいております。団体が使っています物件がそれぞれ異なっておりまして、「障害」児・者問題を考える会につきましては、障害児の緊急預かり等、相談事業等、多数されておりまして、下見の一軒家を丸々借りておられます。音楽ランドにつきましては、あくまで音楽活動のレッスンの場として、プレハブ棟を借用して使われているということで、物件によって賃借料に大分差がありますので、助成額につきましても当然このような形になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時39分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと戻りまして、先ほどの保育児童課の市有地（二日市保育所隣接地）の活用について、追加答弁がございますので、よろしく願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 先ほど御報告いたしますということでお伝えしておりました部分について、報告をさせていただきたいと思います。

この土地につきましては、同じ市の土地ではございますけれども、地番が分かれておりまして、769の6については市で管理をしております、769の11については、同じ市ではありませんけれども、公営企業の資産として管理をしております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） あと、地目。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 加えて、先ほどお答えできなかった部分ですけれども、地目については宅地でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了いたしました。ありがとうございます。

散会 午後3時40分